

専門家オリエンテーション研修調査
附属資料 No. 2

米国国際開発庁

海外派遣職員諸手当制度精義

昭和 56 年

国際協力事業団

JICA
802
36
PLT
LIBRARY

技 管
J R
81-12

国際協力事業団	
受入 月日	'84. 3. 30
	802
	36
登録No.	02254
	PLT

目 次

1. 諸手当制度の紹介	3
2. 任地調整手当	12
3. 任居手当と海外における住居	21
4. 療れい地手当	28
5. 日当, 宿泊料, 任地追加調整手当および公邸維持費	34
6. 海外転任手当, 本国転任手当, 国家代表手当, 別居手当及び 緊急避難手当	40
7. 子女教育手当及び子女教育旅行手当	51

国務省ニュースレター(1974年10月~1975年4月1日)より再録

JICA LIBRARY



1035960[2]

は し が き

この小冊子は、1974年から1976年まで国務省の「ニューズレター」に掲載された8つの記事を「海外派遣諸手当制度精義」としてまとめたものである。各記事は「ニューズレター」に掲載後、それぞれのコピーが全政府機関及び在外公館に送付された。この小冊子も、海外派遣手当制度とその実施についての理解を深めるために、同じく広範囲にわたる諸機関に配布される予定である。

この小冊子において取上げた海外派遣諸手当は、海外に勤務する全有資格連邦公務員のために国務省の手当支給本部が実施しているものであり、次のものを網羅している。

任地調整手当	子女教育手当
住居手当	子女教育旅行手当
宿泊料	国家代表手当
瘴れい地手当	本国転任手当
海外転任手当	別居手当
日当	公邸維持費
任地追加調整手当	緊急避難手当

これらの記事の性質についてある程度注意しておく必要がある。第1に、これらの記事は説明的なものであり、「標準規則」(連邦公務員外務分野)「外務の手引」、「連邦旅行規則」又は各機関の発行しているその他の行政規則に代るものではない。

第2に、この小冊子で説明している手当のうち、いくつかは、すべての政府機関によって支給されているわけではない。たとえば、国防省は通常子女教育手当を支給せず、その代わりに、海外駐在員の子女の教育のために国防省の経営する現地学校を設立している。また一部の政府機関は、公邸維持費や国家代表手当を支給していない。手当の受給資格や各機関の方針についての質問は、それぞれの機関に問い合わせられたい。

最後に、ほとんどの手当支給率は、海外任地の物価や生活条件の変化により、しばしば変動する。これらの記事の中で例として挙げられている支給率及び説明文は特に別段の説明がない限り、1976年5月時点のものである。

国務省は、この小冊子が連邦文官の海外勤務手当に関する有益な情報源として使

いやすいものであることを願う。この小冊子は、国務省手当支給本部（A I A L S
ワシントンDC，20520）に申し込めば入手できる。国務省は必要に応じてこの
冊子を改訂していく予定である。

1 諸手当制度の紹介

海外派遣諸手当は、外務記念においては感情的な問題である。諸手当が労務管理における重要な要素であり、モラルに大きな影響を及ぼすことは誰も否定しないだろう。しかし、受給できる手当の範囲、その認定及び計算方法、手当の変更理由、変更時期、変更主体及びその権限については、内外においてかなりの混乱が見られるようである。国務省が諸手当制度及びその仕組みについてもっとよく説明すれば、これら及びその他の点に関する誤解は避けられるかもしれない。

今回の「ニューズレター」および後続の号で、誰にでも分かる言葉で、こうした説明を行っていきたい。

まず最初は、控え目な目標、すなわち14の主な手当を概説し、その目的及び特色を述べ、海外で最も関心がありそうな順にそれらを列記することから始めることとする。

これらの諸手当は国務省手当支給本部の管轄内のものであり、次のものが含まれる。

任地調整手当	子女教育手当
住居手当	子女教育旅行手当
宿泊料	国家代表手当
障がい地手当	本国転任手当
海外転任手当	別居手当
日当	公邸維持費
任地追加調整手当	緊急避難手当

簡潔を旨とするため、以下の概要はガイドラインとしか見なされないが、諸手当の仕組みをよりよく理解できるよう個々の手当の構造を一層詳しく分析する後続の記事のための良い出発点となるはずである。*

今回及び後続の記事について質問があれば、国務省 A I A L S 手当支給部長宛に問い合わせられたい。我々はそれらの質問とそれに対する回答の代表的なものを抜き出して、今後の記事を補足していきたいと考えている。

* 「標準規則」(文官、外務関係)、「外務の手引」及び「連邦旅行規則」を見れば、より詳細な情報が得られる。

1.4 種類の諸手当の概要

(1) 任地調整手当

① 目的

生計費（住居費及び教育費を除く）がワシントンD.C.よりも相当高い任地における勤務を補償するため。

② 特色

- 生計費がワシントンD.C.よりも少なくとも $2\frac{1}{2}\%$ 以上高い場合にのみ支給。
- 「可処分所得」—すなわち平均的租税，生命保険，退職年金掛金及び貯蓄を差し引いた所得の格差についてのみ適用。
- 任地からの報告書の1年毎又は2年毎の見直しによって算定される。報告された物価はワシントンの物価に関する労働統計局の数字と比較される。
- 給与及び家族構成によって異なる。
- 2週間毎に自動的に給与と共に支払われる。
- 派遣職員又はその家族のいずれか早い方が任地に到着した時点で支払われる。

(2) 住居手当

① 目的

任地において官舎が提供されない場合に，平均的職員とその家族にとってふさわしい適当な住居の年間費用をカバーするため。

② 特色

- 官舎が提供されない場合にのみ支給。
- 宿泊料と同時に支給されない。
- 平均的職員の家賃，光熱費（暖房，照明，燃料，電気，ガス，水道）及び現地で課税される住宅税をカバーする。
- 算定された最高限度額まで支給。事情によって減額される場合もありうる。
- 任地の物価，職員の等級及び家族構成によって異なる。
- 支給限度額の調整を受けるためには，領収書によって裏付けられた年間見積書を提出すること。
- 2週間ごとに給与と共に支給。
- ニューヨークの国連米国本部に派遣された一部の職員は，住宅補助手当を

受けることができる。

(3) 宿泊料

① 目的

海外任地における仮宿泊所の費用を支払うため。

② 特色

- 任地到着後最初の3カ月まで及び任地出発前の最後の1カ月までを限度に支給。
- 住居手当又は日当と同時には支給されない。
- 規定の最高料金を超えないホテルの室料の実費をカバーする。食事代は含まず。
- 2週間ごとに給与と共に支給。
- 任地での1日の経費を証明するものを提出。

(4) 瘴れい地手当

① 目的

非常に困難な又はきわめて不健康な状況、あるいは過度の自然条件の厳しさが米國本土と大巾に異なる任地における勤務を補償し、派遣職員の募集及び引き留めのインセンティブを保証するため。

② 特色

- 基本給の10%、15%、20%又は30%（法定最高限度）を支給。
- 大多数の職員にとっての苦難度が海外勤務につきものとされる苦難の割合を超えている場合にのみ認められる。瘴れい地手当が支給される海外任地は半数以下である。
- 支給率は任地からの報告書の（少なくとも）2年ごとの見直しによって算定され、一定の基準に照らして評価される。支給率は環境の変化によって変動する場合がある。
- 2週間ごとに自動的に給与と共に支給される。
- 連邦所得税の課税対象となる。他の手当はすべて非課税。

(5) 海外転任手当

① 目的

外地における転居又は外地への転任によって生じる経費（雑費）、または気候区を変えることによって生じる経費（衣料費）の一部を償還するため。

② 特色

a 雑費分

- 家庭器具、設備及びユーティリティーの取りはずし及び取り付け、じゅうたん、カーテン等の裁断及び手直し（新品の購入は不可）、住居明渡し時の返済金で相殺されない光熱費、自動車登録、運転免許証書換え等の手数料及び個人的な電報・電話料金をカバーするため。ただし、日当によって償還される費用は除く。
- すべての外地転任について認められる。
- 領収書又は明細書なしで100ドル（独身）及び200ドル（家族随伴）が支給される。それ以上の額の請求は、すべての雑費の領収書による裏付けがなければならない。

b 衣料費分

- 異なる気候区間の転勤についてのみ認められる。
- 支給額は、75ドル（独身）、125ドル（家族1名随伴）及び175ドル（家族2名以上随伴）。

雑費分及び衣料費分を合わせた最高限度額は、単身職員が1週間分の給与、家族随伴職員が2週間分の給与で、最高給与の上限はGS-13、ステップ10とする。衣料費分が支払われない場合には、上限の範囲内で、その分だけ雑費分の金額を増やして支給される。

- 着任後、領収書（該当する場合には）を提出すること。
- 一時金で支給。

(6) 日当

① 目的

派遣職員とその家族が旅行中の身分の間、シングル・ルーム室料、食費、及び洗濯、ドライクリーニング、チップ及び関連サービス料等の雑費をカバーするため。（派遣職員とその扶養親族の旅費の実費、手荷物及び家財の輸送費はこのカテゴリーには入らない）

② 特色

- 定額は世界各都市から報告される平均コストによって異なる。

- 例外的な情況においては、定額以外に18ドルまで実費を請求できる。
- 証票（voucher）の提出後、一時金で支払われる。
- 定額以外に実費を請求する場合にのみ領収書が必要。

(7) 任地追加調整手当

① 目的

派遣職員とその家族が仮宿泊所に逗留中、レストランでの食事のための高額出費をまかなうため。

② 特色

- 派遣職員と扶養親族について支給される。
- 任地到着後最初の3カ月までと任地出発前の最後の1カ月をカバーする。
- 2週間ごとに給与と共に支給。
任地での1日の費用を証明するものを提出。

(8) 子女教育手当

① 目的

職員の海外勤務中、子女教育のための補償されない、特別な必要経費の捻出を援助するため。

② 特色

- 十分な教育を受けさせるための費用が米国の公立学校の学年K-12の費用を上回る場合に、任地において支給される。
- 任地において十分な教育が受けられるのに任地以外の学校に子女を通学させた場合、「任地内」支給額を上回る手当は支給されない。
- 現地の学校が適当でない場合には、他の場所で十分な教育を受けさせるための「任地外」教育手当が、授業料、下宿代及び定期的な交通費を補助することになる。
- 一般に海外勤務職員は子女をどの学校に通学させてもよく、その任地の一定限度額の教育手当を受けることができる。しかし任地に米国政府経営の学校（陸海空軍）又は米国政府後援の指定学校がある場合には、教育手当を受給するためには、子女をそれらの学校に通学させなければならない。健康上の理由又は通学距離といった特別な事情があれば、子女を他の学校に通学させてもよく、また米国に送り返してもよい。

- 定額に加えて、又は定額の代りとして、ある種の1度限りの納付金、必要な補習授業料、通信課程（自宅学習）及び普通学校に通学していない障害児の教育費用を補助する、その他の手当で支給される場合もある。
- 教育手当の支給は任地において申請すること。
- 必要に応じて一時金で支払われる。

(9) 子女教育旅行手当

① 目的

任地と米国内の高校及び大学との間の子女の往復旅費をカバーするため。

② 特色

- 学割運賃又はファーストクラス以下の運賃をカバーする。
- 日当及び別送手荷物の輸送費を含む。
- 受給資格は、子女の年齢、子女が米国外で過ごした期間及び派遣職員の任地における雇用身分によって決定される。
- 全高校教育期間につき往復旅費1回。高校レベル（9～12年生）では、教育手当の代りにこの恩典を利用することができる。しかし、通常毎年支給される教育手当の方が金銭的価値が大きい。
- 全大学教育期間につき往復旅行1回。（4年間の大学在学中、毎年往復旅行1回を認める法律の制定が検討中）。大学レベルでは、これが唯一の教育関係の恩典である。
- 往復旅行は任地を出発地とし、21歳の誕生日前に任地に帰ってくるものでなければならない。卒業見込みの大学4年生は、この期限を23歳の誕生日まで（誕生日は含まず）延長することができ、兵役のため教育が中断された場合には、さらにその年数分だけ延長することができる。
- 単なる短期間の休暇旅行ではない。官費で任地に到着した子女は、米国への教育旅行に発つ前に米国外に21日間滞在していなければならない。
- 子女教育旅行承認書は、一般に任地で作成されるが、通常の旅行承認局によって作成される。

(10) 国家代表手当

① 目的

任地での公的地位上、米国の外交政策目標を推進する上で米国政府にとって

有益な関係を確立し維持する責任がある場合に、交際費及び雑費を支払うため。

② 特色

- 受給資格は、任地における公的地位、任地の政治的・経済的重要性及び派遣使節団 (mission) の職員のカテゴリーの相対的要件に基づく。
- 国家代表としての支出を金額償還するには不十分であるが、補償されない真の国家代表としての経費についてはすべて税金が控除される。
- 一時金により支給。
- 前もって承認された経費については証票を提出すること。

(11) 本国転任手当

① 目的

次の海外勤務までの間米国内の任地に落ち着くための費用を一部償還するため。再び海外に赴任しない場合 (たとえば米国内の職場に永久復帰するか離職する場合) には支給されない。

② 特色

- 雑費分、衣料費分及び宿泊料の3部分から成る、最初の2つはこの要約の海外転任手当の項で説明されている。
- 3番目は、転勤による帰国の60日前から帰国後60日までの期間、最高30日までのホテル宿泊料の実費を相殺する。
- 支給限度額は、仮宿泊所に泊る扶養親族の人数及び年令によって異なる。
- ワシントンD.C.のホテル宿泊費に基づく。テレビ、電話又は家具の追加等のための追加料金は含まない。現行の1月当り支給限度額は、11歳以上の1人目の宿泊者12ドル、11歳以上の2人目の宿泊者9ドル、以下1人増すごとに6ドル。
- 派遣職員よりも先に到着する扶養親族についてはしかるべき払戻しが行われる。
- 帰国直後の申請により支給される。
- 希望すれば、一時金と2回に分けて支給される。見積総額を出し、あとで修正額を提出すること。

(12) 別居手当

① 目的

所属機関の長が、任地の状況からみて扶養親族と別居する必要があると決定した場合に追加費用を支払うため。

② 特色

- 危険な、著しく不健康な又は非常に不利な状況のため、又は政府の都合上必要となる別居。
- 実際の別居世帯の所在地に関係なく、配偶者及び子女をワシントンDCに住ませた場合の住居・備品のための平均的追加費用に基づく。
- 別居させる扶養親族の人数に基づく。

子供 1 名のみ	\$ 1,850
子供 2 名以上	\$ 2,400
成人 1 名のみ	\$ 2,700
成人 1 名及び他の扶養親族 1 名	\$ 3,200
成人 1 名及び他の扶養親族 2 名又は 3 名	\$ 3,700
成人 1 名及び他の扶養親族 4 名以上	\$ 4,300
- 申請書の承認が必要
- 2 週間ごとに給与と共に支給。

(13) 公邸維持費

① 目的

公邸の維持管理に伴う特別な経費を主たる代表者（首席代表及びその他の指定高官）に償還するため。

主たる代表者の召喚又は転任の間も公邸に要員を配し機能を維持していくため。

② 特色

- 経費はその任地に勤務する公務員が被る通常の家計費を超えるものでなければならない。
- その任地に勤務する公務員の通常的生活パターン、通常の家計費と主たる代表者が負担する必要経費との差額及び公邸の大きさと状態に基づく。
- 通常すべてのコストをカバーするには不十分。
- 心づけ、手当又は報酬とは見なされない。
- 在外公館に一時金で支払われる。
- 特定の経費の証票を提出すること。

(14) 緊急避難手当

① 目的

海外勤務職員とその家族が生命にかかわる差迫った危険のために任地から緊急避難する場合に、給与及びある種の手当を継続して支払うため。

② 特色

- カバーされる期間は最高180日
- 必要な場合には30日間の給与の前払い、また状況に応じて引き払った任地で手当の継続支給又は調整。
- 特別な旅行手当、生計費手当及び教育手当を任地から緊急避難した職員とその家族に支給。
- 支払金の種類に応じて種々の方法で支給。

2 任地調整手当

これは、米国防務省が海外に勤務する有資格連邦公務員のために定めた諸手当を説明する一連の記事の第2回目のものである。

この記事の執筆に当たって、ストロマイヤー氏は、同僚の手当支給本部生計費課長アール・T・カーチス氏の書いたものを多く利用した。

(1) 任地調整手当及び海外における生計費

海外に勤務するアメリカ人のために定められた全ての手当のうち、最大の利益を保証するものは、任地調整手当（一般には「生計費手当」という呼称の方がよく知られている^{*}）であり、それは当然のことである。物価急騰の時代を反映して海外のアメリカ人家族の間では、会話の中心が天候から肉やバターやパンやスープの値段に移ってきている。我々の力でコントロールできない天候とちがって、物価上昇の衝激は、任地手当の効率的な実施により緩和することができる。

この記事では、任地調整手当、その目的、計算、調整及び支給方法一について説明することとする。次に内外の物価がインフレや変動為替相場によってほんろうされる時期に、任地調整手当をどのようにして時期に即したものにしているかを説明することとする。

* 「任地調整手当」という公称は、任地調整手当、教育手当、転任手当、別居手当等いくつかの手当の支給を認める法律から直接引用されたものであり、具体的には「生計費手当」として知られている。

(2) 任地調整手当とは何か

任地調整手当とは、米国の公務員にとっての生計費がワシントンDCよりも相対的に高い任地において給与を補足するものである。これは海外に勤務する職員が、ワシントンに勤務した場合とほぼ同等の生活パターンを維持することができるように考慮された「埋め合せ的要素」("balancing factor")と考えることができる。任地手当は、ワシントンDCよりも高いと見なされる食料、衣料、交通、医療、娯楽、家の備え付け家具及びその維持のための全生計費をカバーする。

(3) 任地調整手当の対象とならないもの

生計費は絶えず変化していくため、海外のアメリカ人の一定した生活水準を維持するために、任地手当を利用することはできない。たとえば、ワシントンの物価が連邦公務員の賃金スケールよりも急速に上昇すれば、ワシントンに居ようと海外に居ようと、生活パターンを変えざるを得ない。

また他の手当が支給される場合にも、任地調整手当は利用できない。基本的な光熱費及びある種の維持費を含む住居費は、「住居手当」の項目に入る。海外の任地に新たに到着した家族が落ち着くために必要な特別な費用は、任地手当ではなく、「外地転任手当」に含まれる。同様に、子女の教育に関連した費用は当然、「子女教育手当」または「子女教育旅行手当」の項目に入る。最後に、任地調整手当は、海外生活の苦難を補償するためのものでもない。

生計費は生活条件によって左右されるため、任地調整手当の支給額にそれらの条件を反映させることはできる。しかし任地の生活環境がきわめて不健康であったり、非常な苦勞をもたらす場向には、それらは当然任地調整手当ではなく、「勤務地手当」の対象となる。

(4) 任地調整手当の算定方法・小売物価一覧表

国務省の実施する手当支給制度は、海外にいる全連邦公務員をカバーしており、個々の生活パターンは大きく異なるため、全職員にとって公平な任地調整手当を算定することはきわめて困難である。手当支給制度を行政的に実施可能にするためには、「平均的アメリカ人」の生活パターンに頼らざるを得ない。これはどう見てもはっきりとつかみにくい人物像であるが、その支出額は、海外にいる典型的なアメリカ人のほぼ中間の範囲内にある。また手当支給額は、現地の小売商品及びサービス価格だけでなく、任地で一部又はすべての職員が利用できる特別購買施設—たとえば売店（Commissaries）や酒保（PX）—における物価にも基づいていなければならない。

国務省は、任地調整手当の支給額の決定に際して、海外の任地で実施されている物価調査を利用している。物価及び生活パターンに関する情報は「小売価格一覧表」（様式DSP-23）において報告される。この長い報告書は、任地調整手当を受けているほとんどの任地によって毎年提出されており、生計費がワシントンDCよりも急速に上昇していると思われる場合には、もっと頻りに提出される場合もある。

「小売物価一覧表」のための物価の集計に際して、任地では外国の都市に派遣

されたワシントンの平均的な家族が一般に利用すると思われる小売販路及び品目を使用している。一覧表の作成の一助として、職員は「生活パターン・アンケート」の記入を求められる場合もある。この書式は、外国の都市にいるアメリカ人が最もよく利用する販路を明らかにし、たとえばアメリカ人家族が生鮮食品、罐詰食品及び冷凍食品をどの程度の比率で消費しているか、また魚、鶏及び肉をどの程度他のもので代用しているかを明らかにするために利用されている。またこのアンケート用紙は、アメリカ人家族がよく利用する現地の交通機関の種類や、彼らが雇っている手伝いのタイプも明らかにしてくれる。

「小売価格一覧表」は、世界各地のアメリカ人にとって重要な160種類以上の現地の商品及びサービス価格を記入することになっている。この一覧表について現地から寄せられる質問の大半は、価格を調べる品目の選択に関するものである。アスパラガスの価格は調べるのにどうしてブロッコリは調べないのか。ピーナツバターやマヨネーズやゴルフボールなどはどうして調査に含められていないのか。といった類のものである。

国務省は、同じような物価調査の仕事に従事している他の政府機関の援助を得て行った最近の一覧表の改訂(1972年)に際して、アメリカ人家族が国内及び外国でよく使用している何千もの品目の見直しを行った。そして最終的に「1972年小売物価一覧表」のために選ばれた160品目を確定するに際して7つの基準が定められ遵守された。

- ① 品目は容易に識別でき、あいまいでないこと。「ケーキ・ミックス」には簡単なレーヤーケーキはもとより、チーズケーキやエンゼル・フード・ケーキも含まれる。「キャンデー・バー」や「カメラ」といった用語は、それぞれ価格関係の異なる多くの種類の品目を網羅する。これら及びその他の品目を調査する前に、それぞれの品目を詳しく説明する必要があった。各品目の「明細」は27ページのハンドブックに収められており、物価調査官はこれを調査の際に携帯することになっている。
- ② 品目はできる限り世界中どこでも入手できるものであること。当初選択されたかさ、冷凍果実、駐車場料金、カーペット等の多くの品目は、現地での第1回予備テスト後除外されなければならなかった。
- ③ 品目は世界各地で明細が共通のものではなく、用途が共通であること。調査品目の提案に際して「たら」という項目の使用を提案したボストンに本拠を置く調査機関は、「魚」にすることで折合いをつけなければならなかった。同様

に特定の品目についての提案も、世界各地の様々な供給事情を反映するよう修正されなければならなかった。その結果、調査項目には「朝食用シリアル」(breakfast cereal)は含まれているが、「コーン・フレーク」と「フリスキー・フリッター」は含まれていない。

- ④ 品目はアメリカ人の平均的な支出パターンにおいて重要なものであること。ただし他の海外手当によってカバーされるものでないこと。変圧器、自動車、運転免許証などは重要な支出項目かもしれないが、これらは外地転任手当によって償還されるため、任地手当のための価格調査には含まれない。
- ⑤ 各品目は、関連品目の妥当な価格レベル指標となること。砂糖、卵、小麦粉、植物性ショートニング及びクッキングオイルは、料理に重要な広範囲にわたる品目を代表しているが、マヨネーズやイーストといったより特殊な品目は、広範囲な種類の品目の相対的なコストを明確に反映していない場合が多い。同様に、トイレット・ペーパーは、ナプキンやペーパータオルなどの他の紙製品の適切な相対的価格指標となるが、ティシュペーパーは価格指標としては適当でない。
- ⑥ 一般に選択された品目は、平均価格を中心とした価格の開きが妥当な範囲内にあること。ステレオや腕時計のような品目は、それほど生活に不可欠なものではないことと、非常に安いものから非常に高価なものまであることという2つの問題点がある。婦人用ドレスは、同じ販路において30ドル以下で売られているものもあれば、300ドル以上するものもあり、サンプリング用に選択するには適していない。婦人用スカートとスーツは調査に含まれているが、ワシントン住いの平均的な主婦が古い冷蔵庫の買換品をさがしている時にただ夢見るだけのファッションブルなフランス輸入のスカートやスーツの価格を調査することを海外の任地が主張すれば、これらも問題となる。
- ⑦ 品目はできれば労働統計局がワシントンDCの消費者物価指数の調査に使用するものと同類のものであること。こうすれば、我々は労働統計局が我々のためにワシントンの物価を集計する際に使いやすい書式を作成する一方、彼らの基本的物価調査からも利益を得ることができる。

物価一覧表の作成の目的は、平均的家庭の支出の中で目立ち、しかも関連品目のコストレベルを代表する品目を選ぶことであつた。その結果まとめられた一覧表は、個々の職員の支出リストとまったく同一ではないが、平均的家庭の予算の中で最も重要な商品及びサービスが含まれている。

(5) 外地の費用とワシントンの費用との比較方法

① 生計費指数

物価データ及び生活パターンに関する情報が海外の任地から届けられると、それらはワシントン近辺の平均的家族の同様の情報と比較される。労働省労働統計局は、3カ月ごとに「ワシントンDCの「小売価格一覧表」を作成している。そこで海外の任地から報告されたコストと比較するための基準として、該当する期間のワシントンの報告書が使用される。

指数を出すためには、ある特定の品目の外国価格をワシントン価格と比較し外国価格がワシントン価格を上回る、又は下回る比率を示す価格比率を計算する。

たとえば、1974年8月のワシントンにおける砂糖1ポンドの価格が37セントで、サンパウロにおける価格が1ポンド当り0.68クルゼイロであったとしよう。サンパウロの米ドルに換算した価格1ポンド当り11セント(1ドル6.40クルゼイロの為替レート)をワシントン価格37セントで除し、100を乗ざると、価格相対値は29.7となる。これは、サンパウロの砂糖がワシントン価格のほぼ80%であることを意味する。同様に、単純な抜歯がサンパウロでは31.25ドル(200クルゼイロ)の支出となるのに対し、ワシントンではわずか10.50ドルであれば、価格相対値は297.6となる。最終的な生計費指数にはこれら両方の品目が、平均的家族によって利用される割合で含まれることになる。

「価格相対値」には、平均的家族が当該品目に費す所得の比率を示す一定の家計予算「加重値」が加えられる。これらの加重値は、ワシントンの家庭の支出パターンを定期的に調査したのちに確定され調整される。外地については、国務省は「小売価格一覧表」によって任地から報告されてきた情報に基づいてワシントンの加重値を調整している。

一部の任地では、気候条件、保健衛生水準等のため、たとえば食料、家事手伝い、衣料及び医療にワシントンにいる場合よりも多くの費用を費さざるを得ない場合もあろう。国務省は、これらの必要な追加費用を職員に補償するために、これらの品目に「加重値」を加えている。

簡単に言えば、以上が生計費指数の算定の主な手順である。国務省は実際には、各任地ごとに4つの異なる指数を算定している。そのうち2つは、現地の

小売販路及び価格に限定されているため「現地」の生計費指数とされ、主として非政府機関が海外のアメリカ人に対する補償に際して使用するために算定されたものである。残りの2つは、米国の公務員のみが利用できる海外の購買施設の利用を考慮に入れているため「米政府」基準とされている。

最初の「米政府相対値」(U.S. Government Relative)と呼ばれるものは、一定のワシントンの予算パターンに基づいており、政府職員家庭の外地における生計費を十分に表わしていないかもしれないという点で、2つ目の「米政府指数」("U.S. Government Index")とは異なる。

政府諸機関及び民間産業は以上4つの基準を用いているため、それらは四半期ごとに、労働省から「国務省海外生計費指数」として発表されており、そのコピーは定期的にすべての海外任地に送付されている。

② 米政府指数

この指数は、海外に勤務する公務員の任地手当の基礎となる。この指数は、現地の小売市場はもとより、売店等の特別購買施設から購買品の品質及び価格を考慮に入れている。政府職員が低価格又は無税で商品及びサービスを手に入れる場合には、任地で使用するために他の場所で購入した家具、衣類、器具等と同様、これらも最終的な比較に含められなければならない。またこの指数には、「小売物価一覧表」調査によって実証された生活パターンの調整も含まれている。

要するに、米政府指数は、海外任地における平均的公務員家庭の生計費が、ワシントンDCの生計費をどの程度上回るか又は下回るかを示すものである。

任地調整手当の最低支給レベルは、等級1とされている(生計費がワシントンDCよりも5%高い)。米政府指数が102.5~107.4の範囲内にあれば、その任地はこの手当を受給できる、国務省は、任地調整手当をこの範囲に基づいて支給することにより、指数がすべての外地滞在家族にとって正確な尺度でないことを認めている。その後指数がそれほど変動しなければ、手当支給額の変更頻度は少なくなる。より上位の等級の任地手当も同様にして確定されており、現在は等級1から等級10までである。

(6) 任地調整手当の支給額

生計費指数は、給与のうち、任地における現在の生活費をまかなうために使われる部分だけをカバーするため、任地調整手当の支給額も給与の一部に基づい

ている。国務省は給与のこの部分を「可処分所得」と定義している。国務省は、生計費指数の基礎として使用するのと同じ労働省の支出調査から、さまざまな給与レベルにおける可処分所得の額を割り出した。

たとえば、年俸 13,500 ドルの連邦公務員家庭の場合の可処分所得は 9,500 ドル又は年俸の約 70% と推定される。残りの 30% は、ワシントンの平均的家庭について推定される連邦及び州の所得税、退職年金控除額、生命保険掛金、贈与、寄付及び貯蓄に相当する。

任地が等級 2 の任地調整手当を受給する条件を満たしていれば、(生計費がワシントン DC よりも 10% 高い場合)、その任地の職員は可処分所得の 10% に相当する任地調整手当を受給することになる。従って年俸 13,500 ドルの連邦公務員家庭は、9,500 ドルの可処分所得の 10%、すなわち 950 ドルの手当を受け取ることになる。この手当は連邦所得税の対象とはならず、2 週間ごとに支給される。様々な給与レベル及び家族構成の職員に対する手当支給額は「標準規則」(公務員、外務関係)の中の諸表に列記されている。可処分所得の計表は、労働省の発表する「国務省海外生計費指数」の 10 月号に掲載されている。

(7) インフレ及び変動為替相場：任地手当に与える影響

モントリオールからメルボルンまでの同僚が証言できるように、物価急騰は変動相場制とも相まって、家計予算を狂わせた。生計費手当に対するこれらのインパクトは計りしれないものであり、すぐには予測できない場合が多い。いくつかの例を見てみよう。

a 任地 X においてインフレが 8% のペースで進行していけば、その任地の職員は当然、全般的な物価上昇を埋め合わせるために任地手当の増額を期待するだろう。しかし、このような状況においては任地手当が今まで通りであったり、減額されることさえある。これはなぜか。

第 1 に、任地調整手当は、任地のコストとワシントンのコストとの比較に基づいて算定される。従って、もしインフレ速度が任地で 8%、ワシントンで 12% であれば、任地調整手当の減額が必要になるのももっともである。

第 2 に、国のインフレ率の比較は、政府職員の場合、生計費の変動の指標としては不正確である。国民指数は、それぞれ異なる品目を計算し、それらを異なる方法で考慮しており、国全体の平均値である場合が多く、従って当該 2 都市(任地とワシントン)にとっては正確な基準とはならない。しかも全体的な

指数は売店 (commissaries) のような特別購買施設を全く考慮に入れていない。

海外勤務職員の見せるもう一つの当然の性向は、一般によく好まれる品目—たとえばコーヒー—の大巾な値上がりから生計費全体が上昇したとの印象を強め、任地調整手当の増額による救済を望むというものである。よくあることだが、もしこれらの同じ品目のワシントン価格が同じ時期に同程度の率で上昇したならば、任地調整手当は何も影響を受けないだろう。一方、コーヒーや肉のワシントン価格が変化しない場合でも、任地Xにおけるこれらの品目の値上り分は、ワシントンにおけるオレンジ、砂糖及びミルクの比較にならないほどの値上りによって相殺されることもありうる。

要するに、正確で公正な生計費指数を計算し、それらから適当な任地調整手当を算定するためには、あらゆる範囲の家計費の価格変動を知らなければならない。主要品目の急激な値上りの報告は、重要な動向の前ぶれかもしれない現在の動きを把握するうえでは役立つ。しかし全体の姿がつかめなければ、国務省はそのような情報に基づいて任地調整手当を調整する力はない。

b 次に、変動為替相場場について見てみよう。任地調整手当はドルで計算され、ドルで支給されており、大部分の購入品には現地通貨が使用されているため、国務省は十分正確な生計費指数を算定するためには、ドルの購買力について常に最新の情報を得ていなければならない。海外での現地通貨による購買を家計支出全体に占める比率から見ると、売店やPX施設の多い任地では40%と低く、特別購買施設が限られていたり、全くない任地では90%以上を占めている。

一般的に言って、海外でドルが弱くなれば (以前よりも1ドルで得られる円、フラン、フロリンが少なくなれば) 政府職員にとってのコストが高くなる。逆にドルが強くなれば (以前よりも1ドルで得られる円、フラン、フロリンが多くなれば) 政府職員にとってのコストは少なくなる。

過去3年間の為替レートの変動は、生計費指数に著しい影響を及ぼし—時にはインフレよりも影響が大きく—国務省はそれまでよりも頻繁に任地調整手当を変更せざるを得なかった。生計費分析官は、1971年までの変動相場制に移行する前の時期をなつかしく振り返っている。当時は平価切下げや切り上げはめったに行われなかった。主要通貨の切り下げが行われれば、その通貨は通常3~5年から多くの場合それ以上の期間、新しいレートのみままであろうと予

想できた。ところが最近では、わずか数週間で通貨の価値が10%から20%も変動することはめずらしいことではない。時にはドルが一つ又は数種類の通貨に対して優勢になる一方で、他の通貨に対して不利になる場合もある。

このような変動が任地調整手当に正しく反映されるようにするために、我々は海外の任地やその地域の金融中心地から報告される為替レートの変動に照らして、4週間ごとにすべての生計費指数の見直しを行っている。もし為替レートが1カ月の間に大きく変動すれば、生計費分析官は一目で任地調整手当を変更すべきであることが分かる。唯一の問題はどの程度変更するかということである。新しい支給額を決定するためには、最新の「小売価格一覧表」に示されている現地通貨で購入されるすべての商品及びサービスの価格を新しい為替レートで換算し調整しなければならない。海外勤務職員の手当支給額が少なすぎたり多すぎたりしないようにするためには、このような計算の仕直しと、それに続く手当の調整が必要である。

1974年会計年度に国務省は170件の増額及び210件の減額を含む380件の任地調整手当の調整を行った。今後もインフレと変動為替相場の影響により、多くの調整が必要となろう。

任地調整手当についての以上の論旨は次のように要約できよう。我々は海外勤務職員が現地で何を購入しその費用はどれ位になるかを知る必要がある。その費用がワシントンDCよりも多ければ、その差を補うためにはどの程度の額が必要かを算定する。そして海外勤務職員は、その額を任地調整手当として受け取る。

3 住居手当

「一族を声の届くところに置き、彼らにあばら家を残すことなかれ」

ジョージ・メレディスの「空の財布」より、「あばら家」と「空の財布」は、今日の住居手当の現状について多くのことを語っている。政府職員は、外国における公式の米国代表にふさわしくない標準以下の住居に住むことは避けるように言われているが、適当な住宅の家賃の急騰は「空の財布」に重くのしかかっており、当局は絶えず住居手当の値上げ要求の猛攻を受けている。

11月号の「ニューズレター」で取り上げた生計費手当の場合と同じように、加速するインフレと変動為替相場は、住居手当支給担当官に対し、遅れをとらないようこれまで以上に歩調を早めることを強いている。

この記事では、住居手当の4つの重要な側面、すなわち、(1)拠り所となる法律とそれから派生する運営上の原則、(2)手当の算定及び支給の仕組、(3)持家及び入居時の修繕のための特別手当、及び(4)我々はどのようにして変化について行こうとしているか。また任地はどのような点で我々を手助けできるか。について論じることとする。

(1) 法律とその適用

住居手当を正当化する法律は、次のように平明に規定している。「海外に勤務する公務員に対して政府の所有する又は賃貸する住居が提供されない場合には…家賃及び光熱費のための住居手当を…支給することができる」

住居手当の運営を律する原則は、議会の意図を示すこの法案の立法化の経緯から出ている。従って住居手当の支給対象となる住居は、任地の賃貸事情からみてコストが妥当であり職員とその家族にとって広さ及び質が十分なものであり、当該職員の仕事に関連した責務にふさわしいものであり、当該職員の任地における公式の合衆国政府代表としての役割を維持していく上で標準以下であっても見栄を張るものであってならない、とされている。

住宅の質及びコストは通常各任地内及び任地間でかなり異なるため、国務省は平均的職員の家賃及び光熱費を基にして、各任地における住居手当(LOA)支給率を定めている。この場合の「平均的」という概念は、任地における全職員の少なくとも半数に、家賃及び関連住居費のほぼ全額を償還するという国務省の方

針によって実行されている。

住居手当の支給額を定める際には、任地に新しく到着した者が被る費用を特に考慮している。というのも世界的に家賃が値上がりする傾向があるため、新たに到着した者が適当な住居のために支払う費用は、1年以上前に任地に到着した同じ等級の同僚よりも多いからである。

(2) 住居手当の算定方法

住居手当は、海外に勤務する職員が報告してくる家賃及び関連費用に基づいて計算されている。通常各任地は、毎年指定された月に各職員の住居費についての包括的報告書(様式SF1190)を提出しているが、住居手当の支給額が現在の住居費と調和していないと思えば、任地はいつでもそれ以上の頻度で随意に報告書を提出してもよい。

① 国務省にあるデータの分析

任地から送られてくる様式SF1190は、別表に示されているように、職員の等級及び家族構成によっていくつかの住居手当グループに整理されている。

通常各「グループ」ごとに2種類の支給額が定められている。1つは任地に家族を随伴している職員を対象としており、もう1つは家族のいない職員を対象としている。確定された支給額は年間支給限度額であり、これは任地に居住する扶養親族の人数によって増額される。一時的に自宅を離れて高校や大学に通っている子女は、職員と同居しているものとみなされる。支給額の追加額は、職員と同居している扶養親族が2名又は3名の場合が200ドル、4名又は5名の場合が400ドル、6名以上の場合が600ドルである。これらの支給額は毎月「標準規則」(公務員、外務関係)において発表されており、これはすべての任地において入手できる。

国務省は、海外の職員から住居に関するデータを受け取ったのち、各グループごとに平均及び中位住居費を算定する。共同住宅や購入住宅のような変動的な支出は検討から除外される。各職員の支給対象となる全住居支出額がそのグループの住居手当支給額と比較され、住居費を全額住居手当によってカバーされる職員と全支出額の10%以内がカバーされる職員の人数及び比率が決定される。

次の場合には支給額の変更は行われない。

(a) 平均及び中位支出額(新任者の支出額を含む)がその任地の現在の支給額

に近い場合。

(b) 現行の支給額が少なくとも50%の職員の認められる住居費を全額カバーする場合。及び

(c) 職員の大多数が住居費の90%をカバーされる場合。

これらの条件のいずれかが満たされない場合には、現在の住居費を反映するよう、支給額の引き上げ又は引き下げ調整が行われる。調整は、分析結果によって、任地の住居グループの一つについて行われる場合もあれば、全てについて行われる場合もある。

住居手当グループ

職員の分類

Group	FSO/ R/RU	FSS	GS	AID (FC)	陸・海・空軍	
					Wage	Teach- board ers
2	CM and 1-3	1	14-18	11-14		
3	4-6	2-5	10-13	7-10	A	1, step 5 and above; II, III IV, V
4	7-8	6-8	7-9	4-6	B	1, steps 1-4
5		9-10	1-6	1-3	C	

② 住居手当の支給額

職員は、正当な住居費の10%増又はそのグループの定められた支給限度額のいずれか低い方の金額の住居手当を受け取る権利がある。たとえば、ある人が住居費に3,500ドルを費し、彼のグループの支給限度額が4,000ドルであったとすると、彼は通常3,850ドル（ $\$3,500 \times 10\% + \$3,500$ ）を受け取ることになる。グループの支給限度額内で住居費プラス10%の手当を支給するという方針は、職員に住居手当の範囲内で住居を見付けようという気にさせるためである。これは、住居手当支給額の値上げ要求を緩和する傾向があり、そ

の結果国民の税金が経済的に使われることになる。

住居手当支給額は国によって大きく異なる。パリでは、3人の扶養家族を抱えるFSO-3の職員は、年間8,600ドルの住居手当を受給する権利があるが、同じ家族がサンホセに行けば、支給額は3,800ドルとなる。扶養家族のいないFSO-8の職員は、ベイルートでは4,600ドルを受け取るのに対し、ウエリントンでは2,400ドルとなる。

近年、住居手当支給額は急速に伸びているにもかかわらず、多くの職員は、自分の支給額は住居費をカバーするには不十分であると感じており、「持ち出し」経費で動きがとれなくなっている。このようなことが起こる理由は2つある。1つは、住宅の質、コスト及び好みにはかなりの差があり、どこに住むかについての職員の選択には、最低限の制限しか課せられていないためであり、もう1つは、一般に国務省は平均的職員の住居費（新任者の住居費も含む）をカバーする住居手当支給額を定めようとしているため、住居費が支給額の範囲内におさまる者もいれば、これを超える者も出てくるためである。

(3) 持家の場合

職員又は配偶者またはその両者が、現在住んでいる家を所有している場合には、当初の購入価格の最高10%が、推定家賃の年額と見なされる。当該職員の住居手当を算定する際に、光熱費及び地代がこの額に加算される場合もあるが、その場合、支給額は任地における当該職員のグループについて定められた支給限度額を超えないことを条件としている。住居手当のうちの家賃分（購入価格の10%まで）の支給は、10年までの期間に限定されており、それ以降は光熱費及び地代分のみを支給されることになっている。

(4) 入居時の修理、改装及び改善

特別な状況においては、賃貸契約締結後3カ月以内に行われた不可欠な当初の修理・改装及び改善で、任地におけるはじめての住居を住める状態にするために必要なものについては、その費用の払戻しを受けることができる。入居時の修理のための手当が支給されるには、その前にまず現地で適当な賃貸住宅が当該職員を支給限度額の範囲内では手に入らないと断定されなければならない。

事前に当局の認可を受けなければならない入居時修理手当には、次のような住居関連費用の払戻金が含まれよう。

雨もりやすき間風を防ぎ、骨組みを補強又は取り換え、欠陥のある配水管、暖房、照明又はその他の必要不可欠な施設又は設備を取り換えるために必要な修理。

窓やドアの新たな取付け又は追加等、出入り、換気及び採光をよくするために必要な改装。

配水管、暖房又は照明器具及び設備等の改善、網戸取付、病害虫の駆除、厳しい気候のため必要となる断熱工事、衛生上の理由から又は認可された修理に関連して必要となる塗装、及び住居を十分住める状態にするためのその他の変更。

この手当は、造作の模様替え、修理、新調又は取り換え、住居又は車庫の拡張又は敷地の改良のためのものではない。

議会は、入居時修理手当の総額には認められうる支出項目の推定費用を含めることができるが、その額は当該職員が実際に2年間受給する権利のある住居手当と彼の2年間の支給限度額との差を超えないこととするという意図を明らかにした、職員は任地における継続勤務期間中、1回以上入居修理手当を受給することはできない。

(5) 任地における住居手当の管理

住居手当は、任地において担当官又は正式に設立された賃貸住宅委員会によって監視され管理されている。担当官又は委員会は、賃貸住宅事情について助言や援助を与えるほか、締結される予定の賃貸契約の可否を決定し、たとえば認められる住居費と認められない住居費等、住居手当を律する規則及び規定を遵守させる権限を有する。また彼らは、たとえば現地通貨の大巾な平価切下げが行われた場合には、住居手当の全額支給を削減する権限も与えられている。

(6) 国務省は住居手当をいかにして急騰する家賃に合わせているか

最近の二桁インフレの出現は、世界各地で家賃及び関連ユーティリティーコストに強力な値上げ圧力を加えてきており、その結果国務省が毎年処理する住居手当支給額の変更件数はほぼ倍増した。そしてそれには十分な理由がある。年間インフレ率が大体3～5%の範囲内にあり、為替レートの変動が3～5年間隔よりも頻繁になることはまれであった平穏な時期には、通常毎年1回各任地ごとに住居手当支給額の見直しを行えば、十分適時の公平な調整を行うことができた。しかし住居費がしばしば1カ月間で大巾に急騰する現在では、各任地は時には職員の住居費に関する包括的報告書を年に3回も提出し、分析とそれに続く手当支給

額の調整を求めることもある。

国務省は1974会計年度に、任地からの住居費に関する年に1度の定期報告書を372件、中間報告書を147件処理した。これらの報告書及び為替レートの大巾な変動に関する報告書に基づいて、国務省は、支給額の増額768件、減額272件を含む1,040件の調整を認可した。支給額の減額は、その任地の現地通貨に対するドルの力が強まったことに帰因するものであった。

住居手当はドルで計算され支給され、海外における家賃及び光熱費の大部分は現地通貨で支払われるため、国務省は海外に勤務する職員が彼らのドルでどの程度の円、フラン、フロリン等を受け取っているかについて、常に最新の情報を得ていなければならない。一般に、相対的なドル高は、住居手当の減額を示唆し、ドル安は住居手当の増額を正当化すると言えよう。為替レートの変動が住居手当に正しく反映されるようにするために、国務省は、4週間ごとにすべての任地の住居手当の構造を海外の任地及びその地域の金融中心地から報告されてくる為替レートの変動と照らし合わせてチェックしている。現地通貨に対するドルの価値の変動のインパクトが十分大きければ、国務省は住居手当の増額又は減額を正当と認めている。

(7) 任地はどのような手助けができるか

国務省は通常2つの任国から提出された住居費に関する包括的報告書を分析し、住居手当の支給額を調整すべきかどうかを決定するのに1~2週間を要する。各任地は為替レート及び住居費に関するデータをタイムリーに完全に報告することによって、国務省が変化についていけるよう手助けすることができる。

我々は現地の住宅事情を反映するよう住居手当を調整する際の時間的遅れを最小化するために、常に分析をスピードアップする方法を探し求めている。我々の責務は2面性をもつ。第1に我々は、住居手当の支給を議会の意図に沿って行うことができるよう、報告されたデータを十分慎重に徹底的に評価しなければならない。第2に、我々は海外にいる同僚に対して、住居手当支給額が現状ベースでできる限り現地の住居費を反映するようにする義務がある。国務省は不完全なデータに基づく住居手当支給額の変更を責任をもって認可することはできないので、任地から送られてくる家賃及び関連住居費に関する報告書が遅れたり不完全であれば、海外に勤務する職員は、しばしば貴重な時間を失ない、高い代価を支払うことになる。報告書の提出が遅れば、国務省は任地に報告書の提出期限を思い

出させるために時間を浪費しなければならないと同様、報告書が不完全であれば
国務省は任地に正確かつ公平な支給額の算定に必要な補足情報を送るよう要求す
ることに時間を割かなければならなくなる。

要するに、我々は常にできる限り技術や手続きを改善するよう努力しており、
海外にいる同僚の値上がりし続ける住居費の支払いを援助できるよう、彼らの側
にも最大の努力を求めたい。

4 瘡れい地手当

海外における米国政府の約200の任地は、「瘡れい地」として分類されている。これらの任地に勤務する連邦公務員は、基本給の10%、15%、20%又は25%に相当する課税対象となる給与増額分を支給されている。

批評家達は時折、ダート・ボードとクリスタルボールが瘡れい地手当制度を運営するための國務省の主な道具であると言ってきた。この記事は、このような見方と鋭く対立しており、「真の」瘡れい地手当制度、その背景と特色及び海外の不利な環境を評価分類するために考案された手法について論じている。

(1) 法的根拠と瘡れい地手当の重要性

当初 Foreign Service Staff employees のみに限定されていた瘡れい地手当は、1946年 Foreign Service Act によってはじめて認められた。同法は、次のような特徴を有する任地に対して瘡れい地手当を支給することを定めている。

- 非常に困難な生活条件
- 過度の自然の厳しさ
- 著しく不健康な生活条件

1955年の修正条項は、公平の概念に基づき、瘡れい地手当の支給対象を Foreign Service officers にまで拡大した。というのも、この頃までには海外の政府機関に勤める他の大部分の公務員も別の法律により受給資格を獲得していたからである。1960年海外瘡れい地手当法 (Overseas Differentials and Allowances Act of 1960) は、海外にいるすべての有資格公務員を、瘡れい地手当に関する唯一の法律の下にひとまとめにした。この法律 (5, U. S. C. 5925) は、「…米国本土の環境条件と大巾に異なり、職員の募集及び引き留めのインセンティブとしての追加手当の十分な理由となるような環境条件に基づく」瘡れい地手当の支給を規定している。

1960年法の表現は、1946年の Foreign Service Act ほど具体的ではないが、意図においては、海外任地の瘡れい地としての状態を評価する基準として米国本土に比べて著しく困難な生活条件という概念を保持している。

議会は、瘡れい地手当を承認することで、米国の国家利益にとっては、アメリカ人にとって生活条件が特に厳しい任地も、快適な任地に勝るとも劣らず重要な

存在であることを暗黙のうちに認めた。以来、瘴れい地手当は、瘴れい地に勤務するよう有能な職員を勧誘し引き留めておくための政府の唯一の最も重要な手段となった。瘴れい地手当は、海外にいる多くの職員の士気及びそれに伴う業務成績に大きく影響し、海外勤務職員を抱える多くの政府諸機関にとっては相当の出費となっている。

(2) 苦難 (hardship) とは何か

米国内土と「大山」に異なる環境は、どのようにして説明され、分析され、評価されるのだろうか。ある人がのろうことでも別の人にとっては救いとなり、議論百出となる。ベティにとっての上なく楽しい孤独も、ジーンにとってはみじめな孤立となる。暑さを好む者もいれば寒さを好む者もいる。

1950～51年までの数年間、国務省は「苦難」の尺度及び評価方法をまとめるために、非常に困難な生活条件、自然の厳しさ、不健康な生活条件といった概念と格闘してきた。その結果、世界中の瘴れい地に勤務する職員に記入してもらう約85項目の質問を盛り込んだ瘴れい地に関する質問書が作成され、報告された情報を評価するための一定の基準が定められ、苦難の度合に応じて点数が割り当てられ、瘴れい地手当の支給率について基本給の10%、15%、20%又は25%という限度が定められ、最後の25%は、その任地がアメリカ人にとっていかに不健康で憂うつな土地であろうとも法定最高限度とすることが決定された。

このシステムは、ほとんど変更を加えずとも20年間はかなりうまくいっていた。しかし1971年までには、ある程度の改正が必要であることが国務省の目にも明らかとなった。1971年の会計検査院 (General Accounting Office) の報告書も、瘴れい地手当制度の見直しを勧告した。状況は変化していた。住宅事情や予防衛生はよくなってきたが、身の安全は以前よりもはるかに不確実になってきた。冷房は入ったが、暴力は増加傾向にあった。このような環境条件の変化のため、1950年の基準を正確に適用することは一層むずかしくなってきた。

(3) 政府機関間作業部会が70年代のために瘴れい地手当制度を改定

「瘴れい地手当に関する政府機関間作業部会」は1972～73年の一年間にわたり、瘴れい地手当制度を70年代に適したものにするために、その見直しを行った。この作業部会には、国務省、AID、USIA、CIA及び国防省の代

表が含まれており、地理局事務官、安全保障及び人事関係専門官、精神科医を含む医師並びに参謀、予備隊及び士官団の代表で構成されていた。

作業部会は、海外各地の環境の特色及び厳しさと、それらが米国内の生活条件とどのように異なるかを十分に熟考した。彼らはその最終報告書の中で、前制度の概念の大部分をそのまま残す一方、それらの文体を変え、概念を拡大した。そのほか作業部会は、孤立、医療、アメリカ人に及ぼす病気の影響、公衆衛生、政治暴動、犯罪等についての記述及び評価方法に、多くの複雑高度な技術を導入した。

作業部会の報告書は、1973年8月に、管理担当次官補によって承認された。以来、国務省及び他の全機関の瘡れい地とされるすべての任地は、作業部会によって定められた新たな基準、加重値及び限界点に基づいて再評価された。200以上の任地（その内115は国務省の任地）の見直しは、80%完了している。12月半ばまでに行われた171件の見直しのうち、84の任地はこれまで通りの瘡れい地手当支給額が認められ、30箇所の任地は増額され、57箇所の任地は減額された。

(4) へき地に関する質問書

現行の瘡れい地評価システムは、作業部会が作成した海外任地向けの質問書に基づいている。この質問書は、14のカテゴリーに入る89の質問（その多くは多面性をもつ）で構成されており、主として次の事項に焦点が当てられている。

- 孤立、気候、標高、自然の危険等を含む自然環境
- 衛生、病気、医療及び病院施設、住宅、食料、教育、輸入、レクリエーション及びコミュニティ施設を含む生活条件
- 政治暴動、犯罪等を含む身の安全

衛生、病気、医療及び病院施設に関する項目は、権限をもつ医務当局、通常その地域の指定医務官によって記入又は同意されなければならない。

困難又は苦難の各カテゴリーは、約125の別々の要因について見直しできるよう組合化され、その多くはさらに細目に分けられている。たとえば、孤立という一つのカテゴリーには40の決定因があり、これらを地理的制約、環境による景色の変化、人口、交通事情、当局による旅行の制限、郵便事情、英語を話す居留地及びアメリカ人居留地の規模、困いをめぐらした外人屋敷内での生活、社交生活の制限、言葉の制約、国際、地域及び国内交通機関といった要因に基づいて

算定することになっている。

(5) 国務省による瘡れい地に関わる質問書の検討

データの評価の際の基準をできるだけ客観的にするために、作業部会が慎重に定めた点数制が採用されている。困難又は不利な条件に寄与しているとされた各要素には、それぞれ1点又はそれ以上の点数が与えられる。次に、これらの要素は、任地から報告された情報に照らして比較評価され、質問書の各項目に最も適当な加重値が割り当てられる。次にこの得点の合計が、一種の温度計の目盛のようなものの上で10%から25%までの瘡れい地手当支給率ごとに定められた最高累積得点と比較される。

このシステムは、各支給率レベル間の点数の分散範囲が異なるようになっている。10%の支給率レベルは点数の帯域が最も広く、15%及び20%レベルはこの帯域がより狭くなっている。これは、より多くの累積効果を評価するためである。時には得点の総計が30%又はそれ以上の支給率レベルに相当する場合もあるかもしれないが、それらは25%の法定最高限度に抑えられなければならない。

14の苦難のカテゴリーのうち、一つだけでは瘡れい地手当支給の条件とはならない。ただし任地において暴動又は戦闘が生じた場合は別である。ある苦難の一要因が瘡れい地としての認定に寄与していると認められるためには、悪条件がその任地における大多数の職員に影響を及ぼすものでなければならない。しかしたとえば、ある任地において女性が多数派であろうとなかろうと、現地の慣習が女性の活動を制約するような場合には、瘡れい地としての得点が与えられる。法律は外地の条件が米国内の環境と「大巾に」異ならなければならないことを規定しているため、最低限の10%の域に達するためには、様々な苦難の要因を表わす多くの加重値が累積されなければならない。このため、任地が数多くの困難な生活条件を報告しても、総合得点で10%のへき地手当の支給資格さえ得られないこともありうる。

国務省による検討方法の客観性を高めるために、報告書は2人の分析官によって別々に評価される。次に彼らはそれぞれの評価の違いを調整する。その結果出された現行支給率の据置、引き上げ又は引き下げの勧告は、さらに国務省手当支給本部において少なくとも2度見直しが行われてから、変更案が行政担当長官補に提出され措置が求められる。

この質問書によって提供される基礎資料のほかに、外地に関する他の情報源も利用される。これには、検査報告書、極秘調査、任地報告書、一般通信及びパブリックメディアが含まれる。その目的は、瘡れい地について見直しを受ける各任地に関して、できる限りバランスのとれた完全な全体像をつかむためである。

詳細な評価基準及び得点計算方法は、いくつかの理由で、現地には公表されていない。まず第1に、質問書そのものが、任地の瘡れい地としての認定に関係のある全ての苦難の分野又はカテゴリーを明示した詳細な資料となっているからである。事実に基づいた正確な報告書を作成するのに詳細な分析資料は必要ではない。しかも各任地に評価基準や詳細な得点集計方法を教えれば、質問書に対する任地の回答に影響し、任地と国務省との間に長びく論争を引き起し、瘡れい地手当制度の効果的な運営を損なうことになるからである。

(6) 瘡れい地手当支給率の変更

任地は時に支給率の引き下げに抗議することがあり、特に1～2年前の報告以来ほとんど環境が変化していないと思われる場合にはそのような行為が見られる。これは、現地職員が数年間にわたり数回の報告書において徐々に進行してきた条件の改善による累積得点の減少を現地の見回りの際に気がつかない場合が多いためであり、理解できる、最新の報告書においてさらに条件の改善が見られ、そのため総得点が現行の支給率の得点限界点を下回る場合には、支給率の引き下げが行われなければならない。このような場合の比較の対象は一般に前年ではなく4～8年前の環境とすべきである。言うまでもなく、国務省は今までに、支給率の引き上げに関する苦情は受けたことがない。

(7) 瘡れい地手当制度に関する任地の責務

瘡れい地報告書の作成を担当する者は、当該任地の他の全政府機関及び既婚者独身者、給与の高い者、低い者、任地を気に入っている者、嫌っている者等さまざまな層を代表する者の参加を求めべきである。全員参加は、報告書の作成に当り、関連詳細事項の故意ではない偏りや脱落を最小限に留めるためである。作業部会が1973年にその仕事を完了して以来、現地からの瘡れい地報告書は全般に細かい点まで行き届いた良心的なものとなった。無回答又は不完全な回答は減少した。しかし小数の任地は、時に瘡れい地報告書の提出が大巾に遅れる。期限までに提出される完全な報告書は、瘡れい地手当制度の存立性及び確実性を強

めることになるため、これらの任地はもっと努力してもらいたい。

要約すれば、療れい地手当制度は慎重に、公平にかつ公正に実施されなければならない。

—慎重にと言う理由は、苦難が実際に存在するというよりはむしろ見かけだけの任地の職員に療れい地手当を支給することは議会が認めないからである。

—公平にという理由は、客観的でない基準が任地の療れい地としての認定を左右することになれば、この制度のあるべき姿及び存立性がそこなわれるからである。

—公正にという理由は、議会も海外にいる職員も、同じ療れい地の基準がすべての任地に公平に適用されるよう求める権利があるからである。

5 日当，宿泊料，任地追加調整手当及び公邸維持費

この記事では、日当、宿泊料、任地追加調整手当及び公邸維持費という4つの手当について、米国政府が文官を派遣する700以上の海外任地の1つにワシントンから赴任する連邦公務員が支給される順序に従って述べることにする。各手当の名称がその目的及び意図を示しており、任地追加調整手当を除く手当は理解しやすく算定方法も簡単である。これらの手当が十分であるかどうかは時に問題にされるが、解釈上の問題が生じることはまれである。

(1) 旅行日当

旅行日当はその名が示す通り、職員とその扶養親族が政府の公用で、当該職員の指定勤務地を離れて旅行する間、毎日の経費をまかなうものである。これは、一つの任地から別の任地に旅行する海外勤務職員及び政府の公用で海外に出張するワシントンの官吏に支払われる場合が最も多い。この旅行日当は、議会が米国内の公用旅行について認めている一定支給率の国内日当と混同しないこと。

(2) カバーされる経費

「旅行日当」又は一般には省略して「日当」と呼ばれているものは、主として適当な、妥当な価格の食卓料及び宿泊料プラス強制的に課せられるサービス料、チップ、税金のほか、洗濯やドライクリーニング等の必要な雑費をカバーするためのものである。日当は、たとえば、アルコール飲料、フロアショー又はその他の必ずしも必要でない気晴らしのための費用はカバーしない。

(3) 日当支給額の決定方法

日当の支給額は、海外の任地が「小売価格一覧表」(様式DPS 23 "W")において年に1度又はそれ以上の頻度で報告してくるコストデータに基づいて、国務省がこれを定めている。各任地は、1) より高級なホテル、2) 最もよく利用されるホテル、3) その次によく利用されるホテル及び4) 短期宿泊の身分にある家族が最もよく利用するホテル、のバス付きシングルルームのコストに関するデータを提供するよう求められている。食卓料及び毎日の必要な関連経費についても同様のデータが報告されている。

国務省は、任地の日当支給額算定の基礎となる1日の平均コストを割り出すためにこれらの数字を分類する際に、議会がほぼ全ての手当の可否の決定に適用しようとした3つの基本的な基準、すなわち妥当であること、適当であること及び手頃な価格であることを指標にしている。これらの制約に留意すれば、我々は、コスト平均値からセーン川左岸の学生用安宿を除外するのと同様、海外の多くの大都市にある豪華なホテルや4つ星のレストランのコストも除外しなければならないということになる。国務省は、これらのホテルに宿泊したり上等の食事や飲み物を楽しむことを職員に禁じているわけではないが、各任地ごとに日当支給率を定めることにより、政府—そしてつまりは納税者—が公用旅行者に償還する1日の生活費の額に上限を設けている。

概して任地は、年に1度の定期報告書及び変動に応じて随時の報告書により、支給率の引き上げ又は引き下げ調整が必要な時期を国務省に速やかに知らせている。海外勤務検査官を含む公式の視察員も、彼らが最近訪れた都市の日当支給率の妥当性、ホテルおよびレストランについて有益なコメントを送ってくれる。そのほか、任地の現地通貨に対するドルの価値の変動により正当と認められる場合には、4週間ごとに世界各地の任地における日当支給率を自動的に調整している。日当支給率は毎月「標準規則」(G C F A)において発表されており、これは定期的に全ての任地に配布されている。

(4) 日当の支給対象者および支給額

日当は、公用旅行をする職員とその扶養親族に対して支給され、11歳未満の子女は承認限度額の半額が支給される。たとえばある都市で適当な手頃な料金のホテルがすべて予約済みであるようなまれな状況においては、国務省又はその他の所管行政当局は、承認限度額に加えて最高18ドルまでの支給を承認する場合もある。また平均的旅行者の1日の必要経費をまかなうための日当支給額が承認限度額より少なくとも十分であると見なされた場合には、所管当局は、同様の裁量により、限度額よりも少ない日当の支給を承認する場合もある。

インフレの影響を受ける他の諸手当と同様、日当も世界各地でここ数年間急騰している。現在、全ての任地における平均支給額は、34.18ドルであり、クウェートの75ドルがこの上昇ベースを定めている。5年前の平均支給額は18.74ドルであった。

(5) 宿泊料

宿泊料(TLA)は、任地到着から次の赴任までの期間に支給される一種の住居手当である。この手当は、新任地到着後3カ月までと当該任地出発前1カ月の期間(法定)の仮宿泊所の妥当な費用をカバーするものである。職員が永住用住宅に移った時又は上記3カ月が終了した時のいずれか早い方の時期が来た時に、宿泊料は住居手当に切り替えられる(「ニューズレター」12月号参照)。任期満了に当って、永住用住宅を引き払った後(ただし任地出発前1カ月以内であること)には、再び宿泊料が支給される。

この手当は、任地における妥当な料金のホテル、ペンション又はその他の短期滞在用宿泊所の適当な部屋の平均コストをカバーするためのものである。基本室料のほか、この手当は強制的に課せられるサービス料、税金及び必要に応じた追加料金—たとえば入浴料、冷暖房費等—もカバーする。食卓料は宿泊料には含まれていないが、場合によっては、後述の任地補助手当に基づき食卓料の払戻しを受けることもできる。

① 宿泊料の算定方法

宿泊料の支給率は、任地から報告されるデータを基に、日当支給率の場合と同じ方法及び基準を用いて算定される。主な違いは宿泊料の計算には食卓料が含まれないことである。

② 宿泊料の支給

宿泊料の払戻金は、定められた支給率の範囲内で、ホテル室料の実費をカバーする。たとえばパースにおける宿泊料の現行支給率は20ドルである。パースのトランジット・イン・ホテルでの宿泊に15.84ドルが支給される。同僚が同じホテルでの宿泊に23.76ドルを費したとすれば、この同僚は20ドルを受取ることになる。

家族の場合、支給額は、仮宿泊所に泊る扶養親族の人数及び年齢によって異なる。職員と11歳以上の家族には、それぞれ1日の最高限度額が支給され、11歳未満の子女はそれぞれ1日の最高限度額の半額が支給される。しかし独身者の場合と同様、家族随伴職員も当該家族について認められた限度額の範囲内で実費についてのみ払い戻しを受ける。

(注) 現行手続きの下では、海外任地から報告された最近のコスト・データの変化及びドルの価値の変動を考慮に入れるため、手当は4週間ごとに調整されている。今月まで、手当支給本部は現地の出先機関が支給率の変更を発表し、給与支払プログラムを組み替えることができるよう、正式承認から毎月の変更の発効日まで10日間の余裕を見ていた。このたび本部は、この期間を10日から8日に短縮できるようになったため、手当の増額及び減額はこれまでよりも1週間早く実施されることになる。

(6) 任地追加調整手当

任地追加調整手当は、おそらく海外勤務職員の各種恩典の中でも最も理解されていないものであろう。これは一部には、この手当がいくつかの不定要素に基づいているためである。

任地追加調整手当は、その名が示すように、任地(生計費)手当を補足するものである。この手当は、適当な所帯を構えるための住居が手に入らない場合に、仮住いの身分にある職員(单身又は家族随伴)の食卓料の一部を負担するためのものである。ほとんどの海外勤務職員の家族はその苦しい経験から、自宅のアパートではなくレストランで食事をせざるを得ない場合にいかに早く金が無くなるかをよく知っている。任地追加調整手当は、レストランの高い勘定の支払いに際してある程度の救済を与えることを目的としている。

この手当について理解するためには、まず生計費手当について考えてみるのが最善の方法である。「ニューズレター」11月号で述べたように、生計費手当はワシントンにおける生計費と比較した場合の海外における必要な追加生計費を相殺するためのものである。任地追加調整手当も相対的成本という同じ概念をとり入れているが、この場合の比較は、レストランにおける食事代と所帯を構えた自宅において食事をした場合の費用との間で行われる。

任地追加調整手当を設定する際には、まず仮住まいの身分にある職員でも、普通の食費や世帯費用には、基本給の一部を充てることができるとことを認識しなければならない。しかしこの額では、長期間にわたるレストランでの食事の費用を相殺するにはほとんど不十分である。第2に、任地手当が支給されていれば、この追加所得を、レストランでの食事のための毎日の余分の経費を一部相殺

するために使うことができる。

食費、食卓料及び世帯費は任地によって大きく異なるため、海外700箇所の任地においてこの差がどの程度であるかを正確に算定するための簡単な公式はない。しかし、レストランの食卓料の大まかな指数である日当と、任地における食費及び世帯費の項目を含む生計費指数は、現実的な支給率の算定に際して役立つ。実際には、任地追加調整手当の支給率は日当支給率に比例して変動する（レストランの食卓料が上がれば、任地追加調整手当も増加する）。しかし任地追加調整手当は任地調整手当とは反比例する（任地調整手当が増加すれば、任地追加調整手当は減少する）。その理由は、任地調整手当には食費及び世帯費の分（肉、野菜、洗剤、石けん、モップ、ほうき等）が含まれており、これらはホテルに宿泊し、宿泊料を受け取っている場合には必要ないからである。

これらの関係は、次のように要約できる。日当支給率に現われるようにレストランの価格が上昇すれば、任地追加調整手当の引き上げが必要となる。任地（生計費）手当が多ければ、任地追加調整手当の必要性は少なくなり、従って支給率は引き下げられるべきである。

任地追加調整手当の支給率は、表に示されているように、以上のガイドラインに従って定められている。国務省は、特に日当の範囲を拡大することを考慮しつつ、任地追加調整手当の支給率の早期見直しを予定している。

任地追加調整手当は、職員が仮住まいの間だけ支給されるため、支給期間は、任地到着後最初の3カ月と出発前の1カ月に限定されている。また、この手当は世帯を構えるための適当な住宅が手に入らず、高いホテルやレストランでの食事をまかなわなければならないため多額の出費を強いられる土地においてのみ支給される。

Supplementary post allowance (任地追加調整手当)

Travel per diem rate	Daily SPA rate per employee and family member when post allowance classification is-			
	0	1-5	6-10	11-over
\$12.00-\$14.00	\$4.00	\$3.00	\$2.00	\$1.00
\$15.00-\$17.00	5.00	4.00	3.00	2.00
\$18.00-over	6.00	5.00	4.00	3.00

(7) 指名高官のための公邸維持費

公邸維持費はもともと1946年Foreign Service Act によって任地における合衆国首席代表のために認められたものである。1960年海外へき地手当法(P.L. 86 707)及び現在の5 U.S.C. (合衆国法典第5編)5913は、この恩典の適用範囲を合衆国首席代表と、大統領が任命できるその他の高官に拡大した。大統領は任命権を國務大臣に委譲し、國務大臣はこれを手当支給本部長に委譲した。

公邸維持費の支給は、首席代表がその職位のために被る余分の公邸維持費を一部償還することを目的としている。払戻金額は、公邸の通常の維持費と余分の維持費との差額に基づいている。邸宅が公邸維持費の支給対象となるためには、通常「公邸」に指定されていなければならない。

6 海外及び本国転任，国家代表，別居 及び緊急避難のための諸手当

海外転任手当，本国転任手当，国家代表手当，別居手当，緊急避難手当，以上がこの記事で取り上げる5つの手当である。これらはそれぞれその名が示すように，特定の目的に合った内容になっている。またこれらはすべて，本国ではなく外地で国家に奉仕することにより被る必要な追加費用を支払うためのものである。

これら5種類の手当について述べたのち，手当支給本部がドルの変動にどのように対処しているかを詳細に説明することとする。

これら及び他の手当の支給に当り，國務省は，次の3つの原則を固守するよう努めている。(1)法律を遵守し，手当支給の承認に際しての議会の意図を理解すること。(2)客観性，公正，偏らないこと，及び同一基準を全員に公平に適用することという意味で理性的であること，換言すれば常識的であること。(3)タイムリーな支給及び目的にかなった手当という意味で反応的であること。

(1) 海外転任手当

合衆国法典第5編第5924(2)項に基づく外地転任手当は，海外の新任地に到着く際に必要となる経費を補助するために支給される。仮宿泊所の費用は別途宿泊料によってまかなわれるため，外地転任手当には，他の2種類の主な費用，すなわち雑費分及び衣料費分が含まれている。

① 雑費分

国内の政府機関職員のために連邦旅行規則において定められている同様の恩典とよく似たこの雑費分は，任地内で転居する際の特定の費用を対象とする。これらは主として，器具設備及びユーティリティーの取り付け及び取りはずし又は転換，じゅうたん，カーテン等の裁断及び手直し（新品の購入は不可）住居明渡し時の返済金で相殺されないユーティリティー料金又は敷金，自動車登録，運転免許証書換え等の手数料，転居に帰因する個人的な電報電話料金（旅行日当によって償還される予定の費用は除く）である。

たとえば電気器具の換転については，変圧器の費用が認められる。自動車を登録するために，ヘッドライトや方向指示器の付け替を行わなければならない場合には，これらも含めることができる。しかし救急箱，発煙筒，スノータ

イヤ等、安全運転者であれば通常車に備えているべき備品の費用は、払戻しの対象とはならない。不動産、保険、損害及びその他の損失に関連した多くの種類の経費は、雑費の下では償還されない。

すべての転居は、転居先が個人の住居であろうと官舎であろうと、ある程度の雑費を伴うものであるため、領収書や明細書がなくても100ドル(単身者)及び200ドル(家族随伴)が自動的に支給される。これを上回る金額を請求する場合には、全請求額について領収書を提出しなければならない。

雑費及び衣料費を合計した払戻請求総額は、GS-13、ステップ10の給与(現在28,359ドル)を法定上限として、独身者の場合で1週間分の給与、既婚者の場合で2週間分の給与を超えてはならないとされている。

転任手当のうち領収書の提出を必要としない分は、前払金として支給され、新任地到着後に支給されなければならない。

② 衣料費分

転任手当の衣料費分は、外地のある気候区から別の気候区への転任、または外地とワシントンDCとの間の転任のための衣類の購入費用を相殺するためのものである。この手当は米国本土内における転任には支給されない。これは転任により必要となった衣料費を全額払戻すためのものではなく、気候区の変化により必要となる余分の衣類の分のみを払い戻すことを目的としている。

③ 衣料費分の算定方法

国務省は、衣料費分の算定上、世界を3つの気候区に分けている。各任地の外地転任気候区は「標準規則」第920項の第5欄に示されている。各任地に割当てられた指定気候区は、へき地報告書、米国空軍の「世界気温・海流図」「世界気象記録」等を含む信頼できる筋から得られた気温データに基づいている。気候区1は、寒い地方の任地に割り当てられおり、気候区2は温暖な気候、気候区3は暑い気候の任地に割り当てられている。各国及び各任地の年間平均気温が、それぞれの気候区の認定の基礎となっている。国務省による算定方式は、年間平均気温が57°のワシントンDCを基準としている。気候区の割当てでは、各任地の年間平均気温とどの程度一致しているか又はどの程度大巾に異なるかによって決定されている。

気候区1の出発点は、年間平均気温45°すなわちワシントンDCよりも12°気温が低いことである。たとえば、カナダのハリファックスは、年間平均気温が43°Fで、月間平均気温は12°~69.7°Fの範囲である。ハリフラッ

クス及び気候区1に分類された他のすべての任地では、特別な防寒衣類はなくてはならないものである。

年間平均気温が69°F以上（ワシントンDCよりも気温が12度高い）の任地は、気候区3に分類されている。年間平均気温が89°Fのマニラはこのカテゴリーに入る。年間平均気温が46°～68°Fの範囲内にある他のすべての任地は、衣料費手当の算定上、気候区2に分類されている。任地は、その任地の分類が上記の基準に合致していないと思う場合には、その転任気候区の分類の直しを求めることができる。

④ 衣料費手当の支給

国務省は現在異なる気候区間の転任について、次の額を認めている。独身者には75ドル、家族1名を随伴する職員には125ドル、家族を2名以上随伴する職員には175ドルを支給。

(2) 本国転任手当

海外転任手当が海外任地間で転任する職員のためのものであるのと同じように、本国転任手当は、本国転任のための帰国する職員のためのものである。これについては、法律により1つの重要な条件が定められている。すなわち米国への赴任は、次の海外赴任までの間のものでなければならない。従って、退職前の最後の本国勤務のため帰国する職員、またそうではないが将来海外に赴任する意図があるとは認められない者には、この手当は支給されない。本国転任手当は、外国から帰国後最初の国内勤務についてのみ支給され、同一国内勤務期間中のその後の再転任については支給されない。（国務省は米国内における全ての転任に手当支給を拡大することを提案してきた。）

本国転任手当は、3つの部分から成る。雑費及び衣料費（この2つは上記の外地転任手当の項で述べたのと同じ手続き及びガイドラインに基づいて処理されている）と宿泊料である。この最後の分は、職員が永任用住宅を手配する間滞在型の宿泊所における宿泊費（食卓料ではない）に対してクッションを与える。この手当は、職員が勤務に就く60日前から60日後までという弾力的な時間わくの範囲内で最高30日間このような費用を相殺するのに役立つ。

短期滞在用宿泊所とは、主としてホテルやモーテルであるが、アパートやハウスでも、厳密に短期滞在ベースで使用されていると判断されれば、その対象に含めることができる。6カ月以上使用されている宿泊施設または職員の永任用住宅

となった宿泊施設については宿泊料は支給されない。

宿泊料は、ワシントンDCのホテルの室料及び職員とその家族の1日の費用に基づいている。これには、テレビ、電話又は追加家具のための追加料金(もしあれば)は含まれない。職員はその1日の費用を証明することになっており、その裏付けとなる領収書が要求されることもある。現行の1日当り支給限度額は、11歳以上の1人目の宿泊者12ドル、11歳以上の2人目の宿泊者9ドル、以下1人増すごとに6ドルである。職員とその配偶者の場合は、1日の支給限度額が21ドルとなり、配偶者と4人の子供のいる職員の場合は45ドルとなる。

本国転任手当の3部分のための資金は、権限を与えられた支出係官から職員に前払いされる。前金の額は、該当する衣料費及び宿泊費分の支給限度額並びに雑費分のうち領収書を必要としない100ドル及び200ドルと同等であればよいが、これを超えてはならない。この前金はのちに、米国への転任後に支給される手当によってカバーされなければならない。本国転任による帰国後6カ月以内に依願退職した職員は、支給額を返済しなければならない。ただし、所属機関の長が書面により返済の放棄が適当であると決定した場合はこの限りではない。

(3) 別居手当

別居手当とは、これを認める法律の表現を借りれば「海外任地における危険な著しく不健康な又はきわめて不利な生活条件のため、あるいは政府の都合上」扶養親族を任地以外の土地に住まわせるための余分の費用を支払わざるを得ない職員を援助するためのものである。支給の対象となる費用には、余分の住宅及び家財道具のための費用及び関連費用が含まれる。支給率はワシントンDCのコストに基づいており、任地以外の土地に別居させる扶養親族の人数及び家族構成によって異なる。

(1) 支給対象者及び支給額

緊急避難のような異常事態の場合を除き、別居手当支給の検討の対象となるのは、扶養親族の治療のための医療施設が不十分であるという場合だけである。このような場合、別居手当申請書は、資格を有する医学の権威からの報告書によって裏付けられなければならない。これらの申請書は、國務省の担当局長により承認又は却下される。

一般に、別居手当の支給は、職員とその家族が別居した時に始まり、職員が任地を去った時又は家族が合流した時に終了する。支給率は、任地以外の土地

に別居させなければならない扶養親族の人数によって決まる。定額はワシントンDCの平均的な住居費及び世帯費に基づいているが、扶養親族の実際の別居地がどこであろうと、支給額は同じである。年間支給額は：子供1名のみ—1,350ドル、子供2名以上—2,400ドル、成人1名のみ—2,700ドル、成人1名+他の扶養親族1名—3,200ドル、成人1名+他の扶養親族2名又は3名—3,700ドル、成人1名+他の扶養親族4名以上—3,400ドル。

② 別居手当申請の理由として不十分なもの

別居手当の支給は、任地の条件又は政府の都合に基づいていなければならない、職員の個人的な希望によるものは認められない。

別居手当支給の対象とならない個人的な別居の理由の例としては、教育のため（別の手当によってカバーされる）、歯の治療、職員と配偶者の間の任意の合法的な別居又は離婚による別居（中間判決によるものであろうと最終判決によるものであるとを問わず）、子供の法律上の親権が全面的又は部分的に職員以外の者に与えられている場合、（共同保護監督が定められていない限り）別居手当の受給資格のある扶養親族以外の者のめんどうを見る必要がある場合等である。

③ 別居手当支給の制限条件

短期間の別居は、通常別居手当支給の対象とならない。申請書の検討時点で少なくとも連続90暦日間の別居に対して手当の支給が当然必要であると見なされなければならない。任地では産前産後の治療が十分受けられない場合、あるいは任地の不健康な生活条件のため扶養親族が医療当局の認可を受けるため米国内に引き留められる場合には、上記90日の規則は30日に短縮されうる。当初90日又は30日という隠当な見積りに基づいて別居手当が支給されたものの、実際には別居がそれほど長く続かなかった場合でも、職員は支給額を返済する必要はない。逆に当初別居の見積り期間が短かかったために手当申請が却下された場合でも、実際の別居期間が定められた期間を超えれば、その後手当が支給される。

扶養親族のために旅行手当が支給される期間については別居手当は支給されない。また「任地外」学校のための教育手当によってカバーされる子女についても別居手当は支給されない。別居手当支給の対象となる扶養親族が無料の官舎に住んでいた期間については、別居手当支給率が50%に引き下げられる。

(4) 緊急避難手当

合衆国法典第5編第5521～5527項の下に認められる緊急避難手当は、軍事上又はその他の理由のため、もしくは生命にかかわる差迫った危険のため、任地から緊急避難する職員及び（又は）扶養親族に対する給与、諸手当、へき地手当及び余分の経費の支払いをしやすくするためのものである。この手当の目的は、海外勤務職員の家族が緊急避難により財政的に困らないようにすることである。

緊急避難手当には、職員が任地において受給できる諸手当の調整が含まれる。調整額は扶養親族だけが避難するが職員と扶養親族の両方が避難するかによって異なる。たとえば、避難しない職員は、6カ月以内に家族が戻ることが予想される場合には、「家族同居」の支給率による住居手当をそのまま維持することができる。しかし職員も同時に避難した場合には、任地における住居手当は通常打ち切られるが、賃貸契約を破棄することがむずかしければ、継続されうる。避難した子女のための「任地内学校」教育手当は、違約金なしで打ち切られる。緊急避難手当は、職員、成人扶養親族または職員の指定代理人に支払われる。

給与及び諸手当を含む緊急避難手当は、正当と認められる場合には、金に困っている職員の当面の資金源として30日間の前払いが認められる。

また緊急避難の直接追加費用を相殺するために、特別手当の支給も認められている。その1つは、撤退する任地から指定された安全な任地までの旅費（日当）のためのものである。もう一つは、避難先において旅行日当の支給率で支給される生計費手当であり、これは家族全員に対して（11歳未満の扶養親族は半額）支給される。事情が許せば30日以降は支給総額を減額することができる。様々な支給率の生計費手当は、必要であれば合計180日間継続される。またこのほかに、避難先の任地の「任地内学校」支給率での特別教育手当、あるいは必要に応じて撤退した任地又は避難先の任地のいずれかの「任地外学校」支給率での特別教育手当も支給される。

緊急避難手当の法定最高支給期間は180日であるため、職員はその期限がくる前に前任地に復帰させられるか又は別の任地に再転任させられる。

(5) 国家代表手当

国家代表手当は、改正された Foreign Service Act of 1946 の第901項

及び他の諸機関の職員のための法律によって認められている。この手当は、海外において米国の国家利益を高めるためのものである。

国家代表手当は、その公的な立場上、諸外国において米国政府にとって有益な関係を確立し維持する責任のある職員のある種の経費をカバーすることを目的としている。国家代表手当は、経済的地位よりもむしろ個人の業績に基づいて職員を任地に派遣することを可能にする。支給される手当は、国家代表として必要な経費を全額職員に償還するには決して十分ではないが、これらの経費を相殺するには確かに役立つ。

① 認められる経費

次のものは、任国又は任地における経費のうち、現行規則の下に支給対象経費として認められるものである。

- 外交儀礼的な接待、たとえば国祭日、著名人の訪問、国営船舶又は航空機の立寄りといった折に、海外任地の首席代表及び配下の者が通常催す類のもの、
- 公務の遂行に必要な個人的関係を促進するための接待。
- 米国政府に雇用されていない者へのチップや心付け（接待に関するものほか）で、このような心付けが外国において慣習となっており、米国の国家利益の増進のために必要又は望ましい場合。
- 要人の結婚式、誕生又は死亡といったしかるべき折に、現地の習慣に従って贈るための花、花輪及び同類の記念品の購入。

② 認められない経費

法律又は会計検査院長官の決定は、下記の経費をカバーするための又は同様の目的のために国家代表手当を使用することを禁じている。

- 航空機を含む動力推進型乗客用乗り物の賃借、購入、運行又は修理。
- ソサエティー、クラブ又はアソシエーションの入会金又は会費。
- 印刷又は彫刻費用。
- クリスマスカード又はその他の種類のグリーティング・カードの印刷。
- 生計費、住居費又は困難な環境における勤務に対する補償。米国政府職員とその家族だけのためのレクリエーション及び娯楽を含む。

国家代表手当には様々な要素が関与しているため、任地の分類は行われておらず、支給率も定められていない。国務省地理局は、毎年、これまでの支出額、任地の政治経済的重要性及び生計費といった事実に基づいて、各任地の必要額の見直し及び分析を行っている。支給額はこの分析に基づいてそれぞれの

現地に割り当てられている。派遣団首席代表（Chief of Mission）は、その任地で国家代表手当を割り当て、法律又は規則によって定められた範囲内で、米国の国家利益を最大限に高めることを目的に、その用途のための基準を定める責任がある。

(6) 手当支給本部はドルの変動にどのように対処しているか。

海外に勤務する多くの米国市民の最近の最大の関心事は、為替レートの変動による米ドルの給与及び諸手当の購買力の絶え間ない変動である。すでにこのシリーズのいくつかの記事において、我々がドルの変動を考慮するために4週間ごとに諸手当を調整していることについては述べてきたが、この問題に関する関心は依然根強く、我々の調整方法についてより詳細に説明する必要があると思われる。

1971年末から1972年初頭にかけての変動相場制のスタート以来、手当支給本部は、4週間ごとに1週間は、日常業務の大部分を後回しにして、すべての手当の算定及び支給の際の通貨であるドルの力の上昇（1ドルで買える現地通貨が多くなる）及び下降（1ドルで買える現地通貨が少なくなる）を考慮に入れて世界各地の諸手当を調整することに専念してきた。国務省は100種類以上の外貨を使用している約700箇所の海外任地に勤務するおよそ40,000人の公務員のための諸手当を定めているため、この見直しにはまる1週間の作業を要する。

海外の職員にとっては、わずかな通貨の変動でも非常に重要となりうる。ドルの価値の1%の変動は、住居手当（100ドル単位で算定）、宿泊料又は日当（1ドル単位で表示）を変えるほどではないかもしれないが、生計費指数が任地手当等級の上限又は下限の分岐点に近い任地では、その任地手当の支給額を容易に変れることになりうる。

以下に述べるこの手当見直し作業のいくつかの実例から、職員は彼らの諸手当がどのように調整されているか、またこの作業に伴ういくつかの困難及び時間のずれの問題について、より良く理解できるようになるものと思う。

一部の海外勤務職員はすでに知っていると思うが、100箇所以上の海外任地の手当の改定が、1975年2月9日から実施されることになった。手当支給本部によるこれらの変更の決定は1月20日に始まり、1月24日に終了した。1月24日から2月9日までの間に給与支払簿の調整ができるよう、手当支給の改定事項がタイプされて事前に回覧され、手当を支給する現地の出先機関から必要な同意が得られ、全政府機関及び海外任地に配布するための最終的な印刷の手配

が行われた。

すべての手当調整には、5日間の見直し期間の初日（1月20日）当時の最新の為替レート情報が利用されている。1日の為替レートだけでは一時的な変動の可能性もあり、より長期間の為替レートでは遅れが生じるため、この定期的な調整には、通常5勤務日の平均為替レートが用いられている。

我々は、この5日間の平均値は不完全な妥協案であり、職員の観点から見れば a) 現地通貨に対するドルの力が下降傾向にある任地では長すぎ、b) 現地通貨に対するドルの力が強まりつつある任地では短かすぎることになりがちであることを認識している。問題は、ドルがすべての通貨に対して均一に、予想通りに、又は同じレートで変動しないということである。事実、ドルが同一期間に、様々なレートである通貨に対しては強くなり、別の通貨に対しては弱くなる場合もある。これまで通り為替レートの変動が続く限り、任地によって有利になったり不利になったりしないような「適正な」平均為替レート期間といったものを求めるのは無理だろう。理想を言えば、諸手当は、為替レート、相対的インフレ率及びその他の関連要素の変動と同時に調整されるべきであろう。残念ながら、このようなシステムは、我々の肉体的技術的限界を超えている。

ドル安が急速に進行している任地で不満を抱いているある経済顧問は、このジレンマから抜け出る最善の方法は、4週間ごとの手当調整に予想為替レートを用いることであろうと提言した。これは我々に機軸通貨の変動の予に超能力を発揮した伝説的な為替投機家の話を思い出させた。彼の名はダム・ロングといった。しかし1971年8月以降、彼のうわさは全く聞いていない……。

西欧における1月のドルの下落によって悪影響を受けた多くの任地の1つはヘルシンキであった。

住居手当の支給額は、年に1度の定期的な職員の住居費支出額の見直しに基づいて1974年6月に確定されていた。1974年9月、この居住手当支給額はドル高を反映するよう引き下げ調整が行われたが、その後フィンランド・マルカがドルに対して再び強くなったため、1975年1月に支給額は再度引き上げられた。1月20日には、マルカの最新の5日平均為替レートは、前回の1ドル当たり3.67マルカに対し、1ドル当たり3.54マルカであった。これは約3.7%の差損（3.54と比較して3.67）を意味し、すべての住居費は現地通貨で報告されるため、ヘルシンキの住居手当支給額は、2月9日の手当改定に備えて、それぞれ約3.7%増額（100ドル単位で4捨5入）された。

ヘルシンキの場合の宿泊料及び日当は、マルカが1ドル当り3.77であった。1974年9月の年に1度の見直しに基づいて確定されていた。1月の手当見直しの際、マルカは約6.5%高(3.54と比較して3.77)となっていたため、ホテルのシングル・ルーム室料に基づく宿泊料支給額23ドル及び日当46ドル(いずれも現地通貨による費用に基づく)は、2月9日にそれぞれ25ドルと49ドルに増額された。

これらの住居手当、宿泊料及び日当の為替レート調整は、国務省が4週間ごとに処理しているものの代表的なものであり、現地通貨の変動率により前回の米ドル手当支給額を増額する代表的なものである。数少ない例外は、米ドル手当に、現地通貨経費のほかに米ドル経費が含まれている場合であろう。このような場合には、手当のうち現地通貨の分だけが為替レートの変動に応じて調整される。

これらの単純な手当調整とちがって、為替レートの変動による任地手当の調整はもっと複雑である。というのも、職員の海外における生計費全体には、必ず現地通貨経費以外のいくつかの要素が含まれるからである。幸い「小売物価一覧表」(様式DSP-23)及び生計費指数は、特定の任地に派遣された典型的な家族が現地通貨で購入する商品及びサービスの量を綿密に明らかにしてくれる。実際に国務省が行うことは、最新版の「小売物価一覧表」において報告された全商品及びサービスの現地通貨価格を現行の為替レートに合わせて調整することである。

ヘルシンキの場合、「小売物価一覧表」は1974年5月に大使館によって作成されており、生計費指数は、1ドル3.71マルカのレートで、115.5(ワシントンDCの生計費を100とした場合)であった。この指数により、ヘルシンキは112.5～117.4の範囲、すなわち等級3の任地手当の範囲のほぼ中間に位置することになった。米国公務員の場合は、ヘルシンキ以外の供給源からの購入量がかかり多いため、その生計費全体は、マルカの価値の変動率に正比例して上昇することはなかった。マルカのドルに対する価値は3.54へ4.8%上昇したが、生計費指数を再計算してみると115.5から119.8へ3.7%上昇したにすぎなかった。

ヘルシンキの場合、1974年5月の「小売物価一覧表」を使用したため、同市とワシントン近辺のその後のインフレ率は、この任地手当の中間調整作業においては考慮されていないという点に注目する必要がある。このような「インフレ」調整は、現在のワシントン近辺のコストと比較するための新たな「小売物価一覧表」の提出を待たねばならない。1月のマルカに対するドル安を反映した119.8という調整済指数は、等級4の任地手当に必要な117.5～122.4の範囲内に入る

ため、ヘルシンキの任地手当増額が2月9日から実施されることとなった。

上述のドルの変動を考慮に入れたヘルシンキの任地手当の調整手続きは、4週間ごとに同じ方法ですべての他の任地に自動的に適用されている。国務省による手当支給額の決定は、さかのぼって適用されないため、為替レート調整はできる限り迅速かつ正確に行われることが重要である。

7 子女教育手当及び子女教育旅行手当

「教育の目的は人格形成である」ーハーバート・スペンサー

「楽しい学習の静粛な静寂な雰囲気の中で、真実の明るい表情を見ること」

ージョン・ミルトン

「石けんと教育は大虐殺ほど突然結果が現れるものではないが、長い間には一層致命的となる」ーマーク・トウェイン

アメリカ人家族が外国に赴任する場合には、さまざまな、時には困難な調整を行わなければならない。彼らは、新しい家を探して落ち着き、新しい友人を見付けなければならないし、新しい言葉もおぼえなければならない。彼らは、新しい通貨に慣れ、しばしば新しい度与衡單位に慣れなければならない。彼らは新しい法律、習慣、行動様式等に適合しなければならず、長年の通勤や買物の習慣を変えなければならない。要するに、彼らは本国で慣れ親しんだ習慣を捨て、新しく出発し直さなければならない。

ほとんどの親は、独力で必要な調整を行うことができるという自信を持っているが、外国での子供の教育については絶えず不安を抱いている。

メアリーの国語力は、マドリードでは4年生のレベルに達するだろうか。彼女の算数はどうだろうか。それとも彼女は同級生よりも進んでいて、とび級制度の適用を受ける資格があるだろうか。マドリードには、進んでいる生徒のためのとび級制度があるだろうか。彼女は他の学科を犠牲にしてその国の言葉を勉強することで行き詰まってしまわないだろうか。高校の教育課程は「大学入試」に合わせられているだろうか。もしそうでなければどうしたらよいのだろうか。

これらの不安と比較考量してみると、冒頭に引用したスペンサーの教育観は、おそらく最も深遠なものであり、ミルトンのものは最も美しく、マーク・トウェインのものは海外のアメリカ人家族に最もびたりと当てはまるものであろう。子供にとって新しい土地に移ることは、植物の場合と同様、活気づくことであり、より早い成長を促す環境を与えてくれる場合もあれば、新しい学校は新たな障害であり、2～3年の滞在でも克服できないほどつらい場合もある。また時にはショックを受けしばしば自分にも両親にも分からない理由から全く適応できない子供もいるだろう。

これらのことを考えると、我国の歴史が始まって以来179年間も、海外に勤務する政府職員の子供のための教育手当が設けられていなかったことは意外である。

議会は、1955年公法の可決により、海外勤務手当制度におけるこの穴を埋めた。現行法（合衆国法典第5編第5924(4)(a)項）は、次のように規定している。

「職員が海外勤務のため、その子女に十分な教育を受けさせる上で被る特別な必要経費のうち、他の方法で補償されない分を補助するための教育手当もしくは旅費の支給……」

この手当は、海外勤務職員が、通常米国の公立学校が無償で提供している小中高等学校教育を受けるための費用をまかなうことができるよう援助するためのものである。初年度の1955～56年には、総額284,000ドルが、海外に勤務する国務省職員の子女の教育費をカバーした。今年度の国務省負担額はほぼ400万ドルである。

(1) 子女教育手当の基本概念

子女教育手当の仕組はかなり平明である。適当な学校（すなわち米国の公立学校の教科課程に十分匹敵する教科課程を提供している学校が任地にある場合には一般に子女教育手当支給率は、現地の適当な学校のうち最も安い費用に基づいている。それでもなお子女を任地外の学校に通わせたい職員は、現地の適当な学校の場合と同率の手当しか支給されない。

現地の学校が全学年とも又は1部の学年のみ根本的に不適當な場合、子女を手元に置いておきたい職員のために、そのうち最も適当な学校について「任地内」手当支給率が定められている。そのほかに、教育内容が不十分な学年については、より程度の高い寄宿学校に通わせるための追加手当が定められている。職員はこの追加手当を、他の土地の適当な学校の寄宿代、授業料及び旅費に充てることができる。

「任地内学校」及び「任地外学校」以外の第3の教育方法は、通学が事実上困難な場合に通信課程を利用する「自宅学習」である。バルチモアのカルバート・スクールのK-8学年の課程に基づく200ドルの別途手当支給額及び高校生のためのネブラスカ大学のプログラムに基づく750ドルには、授業料、教科書及学用品代、学課通信及び教材のための航空郵便料金が含まれている。

現地の学校教育が適当であるかどうかは、現地学校の費用、教科課程及び教育の質について任地が毎年送ってくる報告書に基づき、学校問題について諸方を旅行している海外教育局の教育専門官との協議の上で決定されている。普通の能力の子供がある学年又は同等の課程を修了したのち、米国の公立学校又は米国の教

科課程を採用している別の外国の学校の次の学年に編入することができれば、その外国の学校は一般に適当であるとみなされる。

学校の自由選択に対する制限規定

一般的に言って、連邦職員とその子女は、自分の好む学校を自由に選択し、その任地について定められた支給限度額まで適当な額の教育手当を受けることができるが、1つだけ重要な制限規定がある。任地に米国政府（国防省）の経営する学校又は米国政府の後援する指定学校がある場合には、当該任地の子女は、子女教育手当の受給資格を得るためには、これらの学校を利用しなければならない。

1955年以来、国務省は子女教育手当の支給を認める法律を獲得する努力の一環として、米国政府の経営する学校がある場合にはこれを利用することを議会に約束してきた。これらの学校は、米国の税金によって維持されており、米国の教員が派遣されており、米国の教育機関によって認定されており、常時米国政府職員の子を受け入れており、米国の公立学校に最も近い現地学校と見なされている。国務省の251の海外任地の約25%には、このような国防省の経営する学校があり、海外には米国政府の後援する約30校の指定校がある。これらは私立の非営利教育機関であり、米国政府はこれらの発展のために非常に多額の助成金を出しており、その教育の質及び財政的存立性の維持を助けるうえで重要な役割を演じている。マドリッドを除き、国防省経営の学校と米国政府後援の指定学校が並存する都市はない。

子女教育手当が支給されるためには、この2種類の現地学校が利用されねばならない。ただし、生徒の健康がすぐれないこと、通学に時間がかかりすぎること、年少の生徒にとって徒歩による通学が危険な場合、学校に収容能力がない場合等例外が認められる何らかの条件が存在する場合は別である。また、職員がその子女を米国（外地ではない）で教育する方を選んだ場合でも、これらのタイプの任地において手当が支給される。これは、米国の公立学校における教育が教育手当の根拠となっているためである。

(2) 任地内現地学校のための子女教育手当支給率

各任地は、通常年に1度、教育費シートと共に、子女教育手当質問書（様式DSP-63）において現地学校のコストを報告してくる。手当支給本部は、授業料、教科書及び教材、登録、入学金、実験室、図書館、校舎、スポーツ又は音楽（グループ・クラス）及び交通機関のための年間費用の見直しを行う。交通費が

認められるのは、米国のほとんどの学区が、妥当な徒歩圏内よりも遠くに住む生徒に交通費を支給するか補助しているためである。海外任地は、スクールバス、都市交通機関又は自家用車のコストを報告し、これらが認められうる経費の総額に含められている。自家用車のコストは、消費ガソリンに基づいて算出されている。

すべての「認められうる」費用は、各学年ごとに総計され、50ドル単位で適当な支給額が定められている。支給額はその基礎となる現地学校の認められうる費用をカバーするケースが多いが、基準学校（最も費用のかからない適当な学校）を利用している親でも、ある種の料金や交通費の支出額が異なるため、年間約35ドル程度まで自己負担となる場合もある。幼稚園は、通常小学1年生ほど費用はかからないが、一応小学1年生の支給率に含められている。

寄付金、登録料、入学金等の返還されない認められうる費用が、毎年ではなく最初の入学時に1度だけ請求される場合、又はこれらの料金が子供1人ずつではなく世帯ごとに査定される場合には、これらの料金分については、基本的な「任地内学校」支給額とは別に手当が加算される。

① 子女教育手当によってカバーされない費用

職員が止むを得ず被る費用の中には、払戻しの対象とはならず、従って当該任地の定額手当の計算に含められないものもある。これらは、通常子女を米国の公立学校に通わせている親が支払う費用である。これらの費用には、昼食代（米国では子供は通常弁当を持参するか自分の昼食代を払う）、制服（米国では毎日の通学服の費用は必ず親が支払う）、実習旅行、返還される預託金、音楽、ダンス、乗馬、スポーツ及びその他の専門教育のための個人レッスン、個人的な洗たく、ロッカー及びタオル代、学校行事の入場料、学校の出版物及びその他通常米国の公立学校では無償で提供されていない費目が含まれる。

② 補習

子供が現地の「任地内学校」を一層満足のいくように利用し、現地学校の軽微な欠点を克服するよう援助するために、教育手当には1学年につき最高650ドルまでの「補習」手当が含まれている。

その目的は次の3点である。(1)米国史、市政学、米文学、英文法等、現地学校が提供していない米国の基礎学科について講義又は指導を受けるため、(2)現地学校が外国語で教えている場合に、家庭教師による必要な語学教育を与えるため、もしくは(3)生徒が入学又は同一学年に留まるために現地学校が要求する

場合に、補習を受けるもの。補習費用の払戻しを受けるためには、これらの補習が職員又はその家族以外の有資格者によって行われなければならない。

この補習手当は「任地外学校」の教育手当の下では支給されない。というのも、子女を寄宿学校に通わせている家族は、十分適当な学校を選んだはずであると見なされているからである。

(3) 任地外学校のための子女教育手当支給率

現地学校が不適当な場合の任地外学校のための支給率は、現在カナダ及び適当な公立学校のあるその他数箇所の任地の場合のゼロから、一部の孤島任地の場合の6,000ドル以上まで、その範囲はまちまちである。これらの手当は、今日のように物価上昇が続く時期には、毎年見直し及び調整が行われている。

以前は、この支給率は直接各任地に最も近い適当な寄宿学校のコストに基づいていた。しかし、これらの学校が即時入学を保証せず、職員が急きょ費用のかかる別の学校を探さねばならなくなった場合にしばしばめんどろな問題や不公平が生じる結果となった。

このため1966年に国務省は、複数の学校に基づく支給率算定制度を採用した。この制度には、英語で授業を行い、米国のカリキュラムを使用し、米国の大学入試の準備をしており、十分な寄宿生収容スペースのある世界各地の24の代表的学校（国防省経営の3校を含む）から得られた平均的授業料、宿泊料ベースが組み込まれている。これらの学校の大半は、その費用が平均的なものである。法律的解釈により、米国の学校はコスト計算に含めることはできない。

この学費ベース（1974～75年の場合3,450ドル）に、各国からその主要地域内の寄宿学校までのエコノミー・クラスによる2回分の往復航空費が加算される。学費ベースと旅費分を合算したものが、各国の最終的な「任地外学校」支給額となる。親はこの支給額を、自分の選んだどのような学校（米国内の学校も含む）のどのような経費に充ててもよい。学校は通常年に3回休みとなる一冬、春及び夏休み一が、旅費は2回の往復旅行分のみについて計算されている。その理由は、多くの地域では、正規のエコノミー料金よりも安い未公売の学生割引料金があり、また職員は子女の旅の一助として一時帰国や転任命令を利用することにより、教育手当の支給額をうかせることができるからである。

「任地外学校」の場合の1度限りの納付金は、「任地内学校」の場合のように定額とは別に支給されることはない。というのもふのような納付金（もしあれば）

は、学費ベース全体の計算に含まれているからである。

職員は、支給限度額までの「任地外学校」手当を、外国の寄宿学校のために使ってもよいし、米国内の寄宿学校のために使ってもよい。また、子女を米国の公立学校に通わせ、親類又は友人と一緒に住まわせてもよい。妥等な額の寄宿料及び公立学校の非居住者授業料(もし課せられる場合には)は、支給限度額までは認められる。しかし米国にいる方親又は法律上の保護者と同居している子供、あるいは米国にいる方親と住むことはできるが実際にはそうしていない子供は、手当を受給する資格はない。これは、そのような子供は親の監督の下に親と同居し現地の公立学校に通うことができるからである。

(4) 障害児

肉体的、精神的、心理的、情緒的及び社会的特性が正常範囲から逸脱しているため普通学校に通えなかったり、定められた学年レベル(K-12)で勉学できない子をもつ職員は、その任地について定められた一定の支給率に関係なく、別の支給率による子女教育手当を受けることができる。現行の障害児の「任地内」教育のための支給限度額は、1学年につき2,600ドルであり、「任地外」教育の場合は1学年につき4,450ドルである(改定案がまもなく実施されることになろう)。この種の手当は事情を考慮したのち、現地の行政官によって支給される。

現行の「任地内」支給率は、コロンビア特別区とバージニア州及びメリーランド州の近郊の郡を含むワシントン首都圏の公立学校制度による障害児サービスのための1人当平均費用額に定められている。「任地外」支給率は、メリーランド州、バージニア州、デラウェア州及びウエスト・バージニア州における公立の障害児収容施設の1人当り平均費用額に定められている。

(5) 子女教育手当の弾力性

子女教育手当は、1学年全体についてもその一部についても支給されるという点で、弾力的である。職員が学年の途中で任地に到着し、実際の編入時から日割計算した額より高い授業料を請求された場合には、その認められうる経費の最高1年分の支給額まで受け取ることができる。また職員が外国の新任地に転勤となり、子供を学年末前に転校させざるを得ない場合には、取消不能の負担金又は学校側から課せられる違約金については、支給限度額まで手当が支給される。

子供が同じ学校に留まる転勤の場合(通常寄宿学校に入れている場合)には、

職員は、その学年の残存期間については前任地の支給額をそのまま保持するか、新任地の支給額に切り換えるか、どちらか有利な方を選ぶことができる。

米国への転任の場合には、前払いされた手当の回収は放棄される。これに比べて米国から海外に派遣される前に子供を寄宿学校に入れていた職員は、現在のところそれほど恵まれておらず、海外任地到着後以降の分しか償還されない。子女教育手当の前払いは、定期的な教育費を支払う必要が生じた時に、その都度行われる。学校側が1年分の授業料を要求した場合には、それに応じて手当が支給される。学校側からの請求書が学期ごとに回ってくる場合には、手当は必要に応じて分割払いされる。これは、職員に無利子のローンを与えることを避けるための会計検査院の規定である。

要約すれば、子女教育手当は、政府職員の家族が国内ではなく海外で国のために奉仕する結果被る必要な余分の教育費の大半をカバーするためのものである。この手当は概ね十分であるが、気前が良すぎるほどの額ではない。教育手当は、家族に最大限の選択の自由を与えるために、法定のガイドラインの範囲内で弾力的に支給されている。

(6) 子女教育旅行手当

注：1975会計年度の国務省／文化情報局の授權法（Authorization Act）は、1974年10月26日大統領により承認された。この法律には、米国内での勉強のための旅行を、現在の高校及び大学の全教育期間ごとに1回ではなく、毎年1回認める権限が盛り込まれている。現行の恩典を拡大するための資金は、議会に提出する国務省の1976年度歳出予算案に組み込まれた。従って新たな権限を行使するための規則の発効日は、1976年度予算案の成立によって決まる。必要となる規則の改正については、後続の記事において述べることとする。その間にこの記事では、改定前の現行の恩典について説明することとする。

① 子女教育旅行手当と子女教育手当

子女教育旅行手当と子女教育手当はしばしば混同されている。しかしこの2つは別個の異なる恩典であり、同一学年中に同時に支給されることはない。法律（合衆国法典第5編5924(4)(B)項）により、子女教育旅行手当は、米国内（外地ではない）の高校及び大学への往復旅行に対して支給されている。昨秋まで、この法律は、高校在学中に1回、大学在学中に1回のみ往復旅行を規定していた。法律改正による毎年1回の往復旅行は、国務省、国際開発局（A

I D)及び文化情報局(U S I A)の職員に限定されており、他の全政府機関については、高校・大学在学中1回ずつの規定が据置かれている。

職員は、毎年支給される子女教育手当、又は米国の高校への往復旅行のいずれかを選ぶことができる。しかし法律の下では、子女教育旅行手当の下に米国に入国した子供は、その年は子女教育手当を受給できないことになっている。現在の法律解釈では、この禁止規定は、米国における高等教育期間があと2年又はそれ以上あろうと、残りの在学期間が終了するまで適用される。従って、一般に高校生がいる職員は、毎年支給される子女教育手当を選んだ方が有利である。というのも通常教育手当の方が高校在学中1回の往復旅行の費用よりも金銭的価値がかなり高いからである。

大学生に対しては子女教育手当は支給されないため、大学在学中の子供にとっては教育旅行が唯一の教育関係の恩典である。子女教育旅行手当の受給資格を得るためには、大学に正規の学生として登録されていなければならない。たとえば大学の学位に結びつかない高卒後の訓練は、子女教育旅行手当の受給資格としては不十分である。

② 往復旅行の方向

子女教育旅行は、現在の海外任地を出発地とし、ある海外任地で終了するものでなければならない。というのも、その法律に定められた目的は海外に派遣された連邦職員の子供が米国において米国の教育を受けられるようにすることであるからである。往復旅行の往路及び帰路は別々の学年に利用することができるため、到着任地は必ずしも出発任地と同じでなくてもよい。現在提供されている教育旅行は、職員の一時帰国や転勤等、扶養親族としての子女に認められている他の旅行に加えて利用できるものである。往復旅行の帰路(学校から任地へ)は、往路(任地から学校へ)を利用しなかった子女にも認められている。しかしこの場合、これで往復旅行の利用資格は消滅し、往路についての利用資格は残らない。

③ 年令制限

すべての子女教育旅行は21歳までに行われなければならない。ただし卒業見込みの大学4年生については、任地への帰路の最高年令は23歳の誕生日まで(誕生日は含まず)引き上げられている。この場合、当該学生は卒業後3ヵ月以内に旅立つことが条件とされている。兵役のため教育が中断された場合には、その年数だけさらに年令制限が引き上げられる。

④ 居住期間の要件

現行の往復旅行の恩典は、短期の休暇旅行のためではないので、官費で任地に到着した子女は、教育旅行に発つまでに、米国外に21日間滞在していなければならない。同じ理由から職員が子女の任地への出発予定日の30日以内に米国に転勤になったり、一時帰国が予定されている場合には、子女の任地への帰路は教育旅行の下では認められない。

⑤ 認められうる経費

教育旅行承認書は、職員の任地において作成される。これには子女の航空賃の実費(利用できる最低料金)、旅行日当、及び別送手荷物の費用(定額内)を含めることができる。家財、自家用車及び食糧の輸送もしくは倉庫保管は認められない。教育旅行費の支払額又は払戻額は、職員の海外任地と米国の学校との間の直行旅行の認められうる実費を超えてならない。

この記事を以て、国務省とその手当支給本部が海外に勤務する連邦公務員のために実施している14種類の基本手当についての概説をしめくくすることとする。

読者がこのシリーズを読んで、面白くためになったと感じ、さらに重要なことであるが、これらの重要な手当がどのように実施されているかについて、理解を深めることができたと感じていただければ幸いである。

今後、一般に関心のある諸手当の近況について、常に新しい情報を伝えるために「ニューズレター」に記事を掲載していく予定である。その間に、質問があれば、いつでも手当支給本部に問い合わせられたい。

(7) 国務省、国際開発局及び文化情報局職員の子女に毎年1回の教育旅行が認められる。

国務省、国際開発局及び文化情報局の海外勤務職員の子女は、このたび毎年1回任地と米国内の高校又は大学との間の往復旅行を認められることとなった。

国務省の1976年度授權法案(Authorization)及び歳出予算案の可決により、1975年11月29日からこの恩典の拡大が実現する運びとなった。それまでは、教育旅行は高校在学中に1回、大学在学中に1回のみに限定されていた。

この新しい法律に基づいて教育旅行に関する規則が改正された。国務省、国際開発局及び文化情報局職員の子女のための年に1度の教育旅行に関する項を除け

ば、この改正規則はすべて政府諸機関に適用される。次にこの規則の概要を述べることとする。

① 子女教育旅行手当は子女教育手当とは別のもの

子女教育旅行手当と子女教育手当はしばしば混同されている。しかしこの2つは別個の異なる恩典であり、同一学年中に同時に支給されることはない。

職員は子女のために毎年支給される子女教育手当又は米国の高校への教育旅行のいずれかを選ぶことができる。しかし法律の下では、子女教育旅行手当の下に米国に入国した子供は、その年は子女教育手当を受給できないことになっている。

また現在の法律解釈によれば、この禁止規定は、米国における高等教育期間があつて2年又はそれ以上であろうと、残りの在学期間が終了するまで適用される。従つて一般に高校生にいる職員は、毎年支給される教育手当を選択した方が有利である。というのも通常教育手当の方が、高校在学中1回の往復旅行の費用よりもかなり価値が高いからである。

議会は、高校レベル以上の子女には教育手当を認めていないため、大学在学中の子女にとっては、子女教育旅行が唯一の利用できる教育上の恩典である。

子女教育旅行手当の受給資格を得るためには、大学に正規の学生として登録されていなければならない。たとえば大学の学位に結びつかない高卒後の訓練は、現行法の下では、子女教育旅行手当の受給資格としては不十分である。

改正された規則は、新しい法律の毎年1回の教育旅行の規定を反映している。これまでと同様、教育旅行は、たとえば一時帰国、転勤、休養及び健康回復のための旅行等、扶養親族に認められている他の旅行に加えて利用できるものである。

② 往復旅行の方向及び制限規定

改正された規則は、最初の教育旅行は、海外任地から米国の学校への往路に始まり、海外任地への帰路で終わることというこれまでの規定を存続させている。これまで教育旅行として行われてきた旅行は、この要件を満たしている。これは、外国で親と同居している子供が米国の教育を受けるために米国に旅立ち、その後再び家族と合流できるようにするための基本法の目的にかなっている。しかし第1回の往復旅行以降の教育旅行は、任地又は米国内の学校のいずれを出発地としてもよい。これは、学生の学校での約束事や他の目的のための旅行の機会を考慮に入れて、適度に融通性を与えるためである。もちろん毎年

1往復以上の教育旅行は認められず、また大学卒業後、外国にいる家族と合流した子供が教育旅行の名目で再び米国に帰ることも認められない。

③ 年齢制限の緩和

高校生の教育旅行の場合の年齢制限は、20歳の年から21歳の誕生日までに据置かれているが、大学生の場合の年齢制限は引き上げられ、22歳の年から23歳の誕生日まで教育旅行を利用できるようになった。(以前は、21歳及び22歳で教育旅行ができたのは、卒業見込みの大学4年生だけであった)兵役のため教育が中断された場合には、その年数だけさらに年齢制限が引き上げられうる。

④ 海外居住期間要件の短縮

国務省は、教育旅行を始める前に米国外に21日間滞在していなければならないという海外居住期間要件を、連続21日から連続14日に短縮した。このような措置がとられたのは、学期や休暇のパターンが異なること及び多くの学生は冬休み又は春休みに外国へ旅行し、夏休みは米国内での仕事や他の活動のためにとっておきたいと考えていることを国務省が認めたためである。これまでと同様、職員の米国転勤又は一時帰国が、子女の任地への出発予定日の30日以内に予定されている場合には、子女の任地への帰路は教育旅行の下では認められない。

⑤ 認められうる経費

教育旅行承認書は、職員の任地において作成される。これには、子女の航空賃の実費(利用できる最低料金)、旅行日当及び別送手荷物の費用を含めることができる。家財、自家用車及び食料品の輸送もしくは倉庫保管は認められない。教育旅行費の支払額又は払戻額は、職員の海外任地と米国内の学校との間の直行旅行の認められうる実費を超えることはできない。

⑥ 年1回の旅行

教育旅行の場合の年1回の旅行とは、子女の教育期間を12カ月ごとに区分した各区分期間内の随時における1回の往復旅行と定義されている。12カ月の区分期間内に利用されなかった往復旅行のいかなる部分も、次の期間に繰越すことはできない。子女の他の旅行は12カ月の期間内に行うことができる。旅行承認担当官は、この12カ月間という規定を厳しく監理することが義務づけられている。

⑦ その他の変更事項

改定規則は、海外赴任期間が2年未満の職員の子女の旅行に対するこれまでの制限規定を削除している。また、20歳以上の子女は、21歳になるまでに海外任地において職員と同居していたことがある場合にのみ、任地への旅行が認められるという要件も削除された。

この記事は、1975年4月号の「ニュース・レター」に掲載された教育旅行に関する記事を訂正したものである。それは1974年10月からスタートした14種類の諸手当に関するシリーズの最終回のものであった。

